

報道発表



平成30年2月16日

文化芸術推進基本計画（第1期）について（答申）

昨年6月に文部科学大臣から文化審議会に対して諮問された、「文化芸術推進基本計画（第1期）」について、文化審議会において検討が重ねられ、本日、答申として了承されましたので、お知らせいたします。

詳細については、別添を御覧ください。

<担当>

文化庁長官官房政策課

文部科学戦略官 井上 卓己

専門官 松永 佳子

政策調整係長 森 麻利子

電話 03-5253-4111（内線4839）

03-6734-4839（直通）

FAX 03-6734-3811

E-mail : singikai@mext.go.jp

文化芸術推進基本計画（第1期）について

（答申）

文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる

文化審議会

平成30年2月

目 次

はじめに	1
第 1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等	3
1 文化芸術の価値等	3
2 昨今の我が国の文化芸術を取り巻く状況変化	4
第 2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿	6
目標 1 文化芸術の創造・発展・継承と教育	6
目標 2 創造的で活力ある社会	9
目標 3 心豊かで多様性のある社会	10
目標 4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム	11
第 3 今後 5 年間の文化芸術政策の基本的な方向性等	13
戦略 1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実	14
戦略 2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現	17
戦略 3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献	19
戦略 4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成	22
戦略 5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成	24
戦略 6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成	25
第 4 今後 5 年間に講すべき文化芸術に関する基本的な施策	26
1 戦略 1 関連	26
2 戦略 2 関連	33
3 戦略 3 関連	38
4 戦略 4 関連	44
5 戦略 5 関連	49
6 戦略 6 関連	51
第 5 文化芸術推進基本計画（第 1 期）に係る評価・検証サイクルの確立等	53
第 6 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等	58

はじめに

平成 13 年に制定された文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）は、我が国の文化芸術政策の根本法と言うべき法律である。同法は、文化芸術自体が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという精神を明らかにした点で、文化芸術政策の推進にとって大きな意義を有するものであった。

文化芸術振興基本法が制定されてから 16 年が経過した昨年、基本法の初めての改正がなされた。新しい文化芸術基本法は、上記基本法の精神を前提とした上で、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を基本法の範囲に取り込み、文化芸術政策をより大きな国の総合政策の文脈の中で位置付けた点で、我が国の文化芸術政策にとって極めて重要な転換点であったと言える。

今日、少子高齢化やグローバル化の進展、情報技術の急速な進展など社会状況の大きな変化は文化芸術政策にも後継者育成や専門的人材の確保などの面で様々な困難を生じさせている。一方、平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会はスポーツの祭典であると同時に文化の祭典であり、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機である。

文化審議会においてはこれまで、このような状況等を踏まえ、文化審議会総会、第 15 期文化政策部会及び基本計画ワーキング・グループを計 15 回、分野別分科会及びワーキング・グループを計 14 回にわたり開催し、新たな文化芸術基本法に基づく初めての文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定等に向けた審議を重ねてきた。また、文化芸術関係者を委員に迎えるとともに、文化芸術団体からの意見聴取を実施するなど、現場の意見を幅広くくみ取って審議を行ってきた。

文化庁の機能強化により政策機能を強化し、文部科学省から移管される博物館行政及び芸術教育行政を一元的に担う「新・文化庁」においては、基本法により新たに創設された文化芸術推進会議等の場において関係府省庁と連携しつつ、文化芸術推進基本計画（第 1 期）を着実に推進することが求められる。特に、文化芸術の「多様な価値」、すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を、文化芸術関係者をはじめ社会全体が文化芸術の継承、発展及び創

造に「活用・好循環させる」ことが重要であり、これをキーワードにして文化芸術立国を実現していくことが期待される。

本答申は、このような認識の下、中長期的な視点からの今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間（平成30～34年度（2018～2022年度）の5年間）の文化芸術政策の基本的な方向性、今後5年間に講すべき文化芸術に関する基本的な施策、文化芸術推進基本計画（第1期）に係る評価・検証サイクルの確立等について示している。政府においては、本答申の趣旨を十分に踏まえて速やかに文化芸術推進基本計画（第1期）を策定し、「新・文化庁」が中心となって、新しい文化芸術基本法の趣旨を踏まえた各種施策の着実な推進を強く期待したい。また、「新・文化庁」には、評価・検証サイクルに基づき、しっかりとした基本計画のフォローアップを行うとともに、文化芸術政策に関する調査研究及び客観的な根拠に基づく政策立案機能の充実を図ることも求めたい。

さらに、文化芸術基本法では、新たに、地方公共団体の策定する地方文化芸術推進基本計画について、国の文化芸術推進基本計画を参酌（参考に）して策定することなどが法律上努力義務として明記された。各地方公共団体においても、文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に努めるなど適切な対応がなされることを強く期待したい。

第1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等

1 文化芸術の価値等

- 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）においては、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものであるとされている。また、文化芸術それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、国民共通のよりどころとなり、また自己認識の基点として文化的な伝統を尊重する心を育てるものとされている。
- このような文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなるものであり、以下のような本質的及び社会的・経済的価値を有している。

(本質的価値)

- ・ 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること。
- ・ 文化芸術は、国際化が進展する中にあって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること。

(社会的・経済的価値)

- ・ 文化芸術は、他者と共に感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成すること。
- ・ 文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- ・ 文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
- ・ 文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。

- 我が国の文化芸術資源は、保存技術や材料の確保、伝承者の育成等も含め、長い歴史を通じて各地域の先達の地道な努力により今に受け継がれてきた

価値あるものである。国だけでなく地方でも、大切な宝として地域住民の理解を深め、確実に保存、継承していくべきものである。

2 昨今の我が国の文化芸術を取り巻く状況変化

(新しい文化芸術基本法の成立)

- 平成 29 年 6 月に行われた文化芸術基本法の改正の趣旨は、文化財の保護や芸術文化の振興などこれまでの文化芸術政策を更に充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を法の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させることである。
- 文化芸術の継承、発展及び創造には文化芸術団体¹や文化施設²が積極的に役割を果たすべきであるとともに、文化芸術の推進のためには国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者³等の関係者相互の連携及び協働が重要である。
- 改正法⁴の附則において、文化庁の機能拡充等の検討条項が設けられ、政府において文化庁の機能強化について検討が進められるとともに、地方創生の観点から文化庁の京都移転が進められている。

(少子高齢化やグローバル化、情報通信技術の急速な進展など社会状況の大きな変化)

- 少子高齢化やグローバル化の進展、情報通信技術の進展など社会の状況が著しく変化する中で、こうした変化に応じた社会の要請に応じつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が一層求められている。

¹ 文化芸術活動を行う団体のこと。営利・非営利や設置形態は問わない。

² 劇場、音楽堂等や美術館、博物館、図書館等のこと。

³ 文化芸術活動を主たる事業としていない民間の事業者のこと（文化芸術活動を主たる事業としている事業者は、文化芸術団体に含まれる）。

⁴ 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 73 号）

- 一方、急激な社会変化によって、人材や活動の場の確保等文化芸術を支えてきた基盤がせい弱化する中で、特に、分野によっては、後継者育成や適切な専門的人材の確保等が困難となっている。

(東京オリンピック・パラリピック競技大会の開催)

- 平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020 年東京大会」という。）はスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、同大会は我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機である。
- 2020 年東京大会を契機として、歴史、風土や衣食住の文脈の中で、多様で豊かな日本文化の価値を国際的に分かりやすく発信することが求められている。
- 平成 32 年（2020 年）及びそれ以降の遺産（レガシー）が全国各地で創出されることを意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題である。

(文化芸術立国の実現)

- 文化芸術は心豊かな国民生活や活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持っている。今後、新しい文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、更なる取組を進め、文化芸術立国を実現していく必要がある。
- 国及び地方公共団体は、心豊かで多様性のある社会を実現するとともに、創造的で活力ある社会を構築するため、今こそ、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識しつつ、文化芸術に関する施策の推進を政策の根幹に据え、文化芸術の「多様な価値」（本質的価値及び社会的・経済的価値）を創出して未来を切り拓き、文化芸術の価値を重視する社会を築くことが求められており、文化芸術により生み出される本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させる」ことが重要である。

第2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

- 文化芸術基本法の前文では、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであるとされている。また、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであるとしており、こうした文化芸術の役割は、今後も変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるものとされている。
- このような文化芸術基本法の精神を前提としつつ、文化芸術推進基本計画（第1期）においては、我が国の文化芸術政策の取り巻く状況を踏まえ、文化芸術の「多様な価値」（本質的価値及び社会的・経済的価値）を創出し
て未来を切り拓くため、国際的な動向も勘案しつつ、中長期的な視点からの
四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を定めることとする。
- なお、ここで言う「文化芸術」は文化芸術基本法で使用されている「文化芸術」と同義であり、同法第8条から第13条に規定されている、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽、文化財等を指している。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

（文化芸術の振興と教育の重要性）

- 我が国は、諸外国を魅了する有形・無形の文化財を有しているとともに、日本人には地域に根付いた祭りや踊りに参加する伝統、衣食住の文化など暮らしの中に文化が根付いている伝統がある。また、我が国では、多様な文化芸術活動が行われるとともに、日常においても、稽古事や趣味などを通じて様々な文化芸術体験が行われている。こうした我が国の文化財や伝統等は、

世界に誇るべきものであり、日本人自身がその価値を十分に認識し、これを維持、継承、発展させることが重要である。

- 文化芸術はそれ自体が固有の意義と価値を有し、特に本物の文化芸術の鑑賞や歴史・風土に根ざしたふるさとの文化芸術に触れる体験学習等の文化芸術に関する教育（以下「文化芸術教育」という。）は、豊かな人間性や創造性を涵養し、感動や共感、心身の健康など、人々に多様な恩恵をもたらすものである。
- 文化芸術は、活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に発揮されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力を十分に発揮されるよう考慮することが重要である。
- 世界に誇れる我が国の優れた文化芸術を次世代へ継承するためには、芸術家等文化芸術を担う者が能力を発揮し、その功績が社会から評価され、一層尊敬、尊重されることで更なる文化芸術の発展へつながるような、持続可能性のある社会を築くことが必要である。
- 文化芸術団体は、劇場、音楽堂等や美術館、博物館、図書館等の文化施設と連携し、文化芸術活動の充実を図るなど、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすことが求められている。
- 劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きるきずなを形成するための地域の文化拠点である。また、全ての国民が心豊かな生活を実現する機能、社会参加の機会を開く社会包摂の機能、コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や国際文化交流の機能など多種多様な役割を有している。さらに、劇場、音楽堂等は、教育機関・福祉機関・医療機関等の関係団体と連携・協力しつつ、様々な社会的課題を解決する場として、その役割を果たすことが求められている。
- 美術館、博物館、図書館等は、文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点など幅広い役割を有している。また、教育機関・福祉機関・

医療機関等の関係団体と連携して様々な社会的課題を解決する場としてその役割を果たすことが求められている。

- 暮らしの文化⁵は、我が国の文化芸術に広がりを与え、またそれを支える土台として機能しているとともに、正に、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでおり我が国の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしている。
- 言葉は、論理的思考力、想像力、表現力などの基盤であり、意思疎通の手段であると同時に、その言葉を用いる人々の生活や文化とも深く結び付いている。例えば、小説や詩などの文学作品、歌、台詞のある演劇、映画、マンガ、アニメ、コンピューターゲームなどの創作活動・創作物は言葉がなければ成立しないものである。また、過去の人々の歴史や生活、文化活動なども言葉によって後世の人々に伝わる部分が大きい。加えて、各地域の言語・方言は、当該地域の生活や文化と密接に結び付いており、多様な地域文化の振興、さらには、観光や産業の活性化を考える上でも、重要な要素となっている。
- 著作権等は、思想又は感情の創作的な表現物である著作物等の＜創作—流通—利用＞のサイクルの維持・発展を担う法的なインフラとして、文化芸術の振興の基盤を成すものである。また、著作物等の情報を活用する産業、教育、福祉、観光など、文化芸術政策との連携が求められる様々な政策分野に係る施策を推進していく上でも重要な役割を担うものである。
また、今日の情報通信技術の発達に伴い著作物等の創作・流通・利用をめぐる環境の急激な変化を踏まえ、著作権制度の整備、著作物等の適正な流通環境の整備、著作権に関する教育や普及啓発の充実、著作権侵害対策の強化等の施策を総合的に展開していくことにより、社会の要請に迅速かつ的確に応えていく必要がある。さらに、これらの施策を国際文化交流・協力の観点からも推進していくことが求められる。

⁵ 文化芸術基本法第12条で規定されている生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）や、人々が文化的な営みを行う上で欠くことができない文化芸術という観点から、祭礼、年中行事などの有形・無形の文化財等が含まれる。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。

(文化芸術の社会的・経済的価値の意義)

- 文化芸術推進基本計画における文化芸術は、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」と広く捉えることができ、人々の活力や創造力の源泉となるとともに、社会の成長の源泉、我が国への威信付与、地域への愛着の深化、関連ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的・経済的価値を有する公共財としての性格も有する。
- 文化芸術への投資により、今ある我が国の文化芸術を含む多様な分野から更に新たなコンテンツや作品が次々と生み出され、国内外に発信されることや、最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、人々が容易に文化芸術を享受できるようになること、全国各地で今までにない魅力的で新たな文化が創造され、イノベーションが生まれ、新たな産業や雇用が生まれることは、文化芸術を通じて人々の創造性や表現力等を高めるとともに、関連ビジネスへの経済的・社会的な波及効果も生むものである。
- 各地の未指定も含めた豊かな文化財や伝統的な文化等に地域の資源として効果的な投資を行い、戦略的に活用することは、交流人口の増加や移住につながるなど地域の活性化にも資するものである。さらに、我が国の芸術文化、文化財や伝統等の多様な魅力を国際交流を通じて世界へ発信することは、我が国の国家ブランディングへ貢献するものであり、これらを通じて創造的で活力ある社会の形成に資するものである。
- 著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下「著作権等」という。）は、文化芸術関連産業をはじめ著作物等が活用される情報関連産業と密接な関係を有しており、それらの産業の振興を図りイノベーションを促進していく上で、著作権制度や著作物等の流通環境の整備は重要な役割を果たすものである。また、文化芸術によるイノベーションを実現する上で、文化芸術関連産業・市場（マーケット）の育成や、先述（目標1参照）のとおり文化芸術の創造、発展、継承の基盤を整えることが重要であり、公正な利用に留意しつつ、著作権等の保護を図っていくことが求められている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

(文化芸術による社会包摂の意義)

- 文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とともに、「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術の機会を享受することが基本理念としてうたわれている。また、文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している。

こうしたことから、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが望まれている。同時に、我が国の文化芸術そのものの多様性と豊かさを維持し、継承、発展及び創造するため、各地域の歴史や信仰等に根ざした文化や、特色ある地域文化等、地域の特性に応じた文化芸術振興を図ることが求められている。

(文化芸術の多様性と双方向の文化交流)

- 我が国が世界の文化芸術の中核（ハブ）となり、海外から我が国へ文化芸術を目的に多くの人が訪れ、交流するとともに、文化施設や国内外の文化イベントにおいて多言語化に対応し、国際交流・発信が進むこと、文化遺産の媒介により文化的対話が進み、多様な文化の相互理解ができるなどにより、文化芸術を通じて世界各国の人々を触発し、我が国及び世界において文化芸術活動の相互交流が活発に行われるなど双方向による多様な文化交流が進むことは重要である。
- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤であり、多くの人々が文化財に触れ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、全国各地の文化財の確実な継承や鑑賞機会の確保等に努めることが必要である。また、多くの住民が、地域の伝統文化への参画や文化財の継承のための活動等を通じ、コミュニティとのきずなを深めることができる環境の整備が重要である。

- 日本語は、我が国の社会や文化の基盤であり、それを学ぶことは、我が国 の社会や文化についての知識を得て、その理解を深めていくことにつながる。このため、日本語を学んだ者は、日本人との交流が深まり、生活や労働を円 滑に行うことができるようになり、日本の社会や文化の良き理解者として、 我が国と外国との友好関係を構築する橋渡し役となり、国際的な発信者とな ることが期待される。
- 著作権制度は、著作物等の創作、流通、利用のサイクルの持続的発展の基 盤となるものである。著作権関係施策を適切に講じていくことは、いずれも、 国民が著作物等を適切に享受できる機会を確保することにつながるもので あり、文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資 するものである。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成さ れ、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復 力のある地域文化コミュニティが形成されている。

(地域の文化芸術の推進の意義)

- 我が国の地域の文化力向上に向けて、あらゆる人々が文化芸術に慣れ親し めるよう、その担い手の育成や創造・活動の場に向けた取組に努めることが 重要である。
- 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民 間事業者、芸術家、学校等、社会福祉施設、非営利団体、中間支援組織、文 化ボランティアなどの関係機関等が相互に連携・協働し、文化芸術のあらゆ る現場において創造・活動の場を広げ、総合的な文化芸術政策を展開するこ とが重要である。

(文化芸術を支える専門的人材)

- 文化芸術は、芸術家等のみならず、文化財の修理等を支える技術・技能の 伝承者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術に関する技 術者、美術館、博物館における学芸員や劇場、音楽堂等、文化芸術団体の各 種専門職員等、地域の文化芸術に熟知しマネジメント力を備えた人材、多様

で高いスキル（技能等⁶）を有する専門的人材を必要としており、こうした人材の育成・確保が我が国の文化芸術の持続的な発展において重要である。特に文化財の修理等の文化芸術の担い手については、その育成・確保が求められている。

- 学芸員については、美術館、博物館が社会包摂や地域創生の礎となることが求められている近年において、作品や資料の収集、調査研究、展示企画の更なる充実や、適切に保存し、取り扱うための専門性の向上に加え、教育普及活動の更なる充実や地域振興、観光振興等への対応も求められている。このように美術館、博物館が求められている新たな役割に対応するために、専門人材を適切に配置することが重要である。
- 在留外国人が増加している中、我が国において外国人が持っている能力を十分に発揮して活躍するには日本語の習得が非常に重要な鍵となる。このため、日本語能力が十分でない者の日本語学習需要に的確に応えていくには、日本語教育実施機関・施設等における日本語教育の専門性を有する人材の確保が重要である。

（文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者、文化ボランティア）

- 地域の文化芸術の継承、発展及び創造において文化芸術団体や文化施設、中間支援組織等が果たす役割は重要であるとともに、企業の社会的責任（CSR）が重視されている中で、企業等の民間事業者が地域の文化芸術活動の支援のみならず、文化芸術団体や文化施設の運営等に対して一層支援することが期待される。
- また、地域の文化芸術活動を進めるに当たっては文化ボランティアも文化芸術活動を支える重要な人材であり、専門的な知見を有する人材の参加も期待される。

⁶ 技能・知識・経験

第3 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等

- 上記の四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を中長期的に実現するため、第1期文化芸術推進基本計画の期間中（平成30～34年度（2018～2022年度）の5年間）においては、国際的な動向も勘案しつつ平成32年（2020年）及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識して、六つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定めることとし、国家戦略としての文化芸術政策を強力に推し進める。
- また、文化芸術基本法に基づく基本計画の効果的かつ着実な推進を図るため、「今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策」を定めることとし、関係省庁の関連施策や文化芸術基本法において基本的な施策に例示として追加された事項を含めて盛り込む。
- なお、各施策については、厳しい財政事情に照らして、既存施策の不断の見直し、効率化や重複施策の統合を進めること等により重点化を図りつつ、最大限の効果を上げる必要がある。

戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

- 文化芸術の有する本質的価値を高めるため、芸術家の自由な発想に基づく創造活動に対して支援を行うとともに、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図るなど、我が国の優れた文化芸術の創造・発展・継承を図る。
- 文化の祭典であり、世界が注目する2020年東京大会を契機として、我が国の文化芸術が世界的に正当に評価され、文化芸術の創造活動や芸術に関する専門性が生かされる仕事が若者たちの憧れとなり、文化芸術分野の優れた人材に活躍の場が与えられる好循環が生まれるようにすることを目指す。
- 美術分野では、優れた文化芸術の保存、継承、創造、交流、発信の拠点である美術館、博物館を充実する。
- 実演芸術分野における、文化芸術団体と劇場、音楽堂等の活動を充実するとともに、国際的な芸術祭の開催、世界の芸術祭への参加を促進する。また、IT（Information Technology）やデジタル技術等の活用やメディア芸術⁷との連携を図るなど独創性に富んだ実演芸術の推進を図る。
- メディア芸術、美術、実演芸術等の作品のアーカイブは、新たな文化や価値を創造していくための社会的基盤となるものであり、将来にわたって保存する観点から、文化遺産として保存・継承を図ることが重要である。また、作品を単純にアーカイブとして保存するだけではなく、人材育成、情報の共有化、教育・研究分野など、幅広い分野での応用・活用に向けた取組を目指す。
- 障害者等が行う自由な表現活動が活発に行われるような環境を整備するとともに、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図る。
- 衣食住を含む暮らしの文化は、古くから生きながらえてきたものだけでなく、時代とともに変容したり、新たに生まれたりしてきたことや、実演芸術

⁷映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術のこと。

や美術、文化財などとも互いに密接に関わりっているなど分野横断的で、かつ日本人の生活に深く根ざしているものであり、我が国の文化芸術に広がりを与える、またそれを支える土台として機能をしている。

今後、国が暮らしの文化を振興するに当たり、暮らしの文化の特性に留意しつつ、調査研究を行い、国が振興を図るべき暮らしの文化の範囲の検討を行うことが必要である。

- 過疎化や少子高齢化等、我が国の社会状況の急激な変化により、地域の衰退が懸念され、豊かな伝統や文化の継承が危機的な状況にある。文化財の散逸・消滅の危機へ対応するため、文化財の指定や修理等を適切に実施するとともに文化財保護制度について、これから時代にふさわしいものとするための見直しを進める。

また、文化財の保存技術の保存・継承や伝統芸能・民俗芸能等の後継者の育成、文化財を支える用具・原材料の安定的な確保を目指し、計画的な文化財の継承を進める。

- 文化芸術教育の重要性に鑑み、初等中等教育から高等教育までを通じて、歴史、伝統、文化に対する理解を深め、これらを尊重する態度や、文化芸術を愛好する心情、感性などを育み、豊かな心の涵養^{かんよう}を図る。

- 我が国の歴史や文化、ふるさとについて理解するに当たって、文化財は欠くことができないものであることを踏まえ、文化財を積極的に活用した教育活動の推進に取り組むとともに、子供たちが、可能な限り暮らしの文化や実演芸術に触れる機会を設けるなど、文化芸術教育の充実を図るため、長期的な視野での施策の展開が必要である。

- 先述（目標1参照）のとおり、文化の基盤として国語の果たす役割や重要性を踏まえ、個々人はもとより、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていくことを目指す。

- 著作権等については、先述（目標1参照）の著作権制度の意義や政策推進の方向性を踏まえ、権利保護と公正な利用のバランスを取りながら施策を開していく。その際、近年、社会のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物等の創作、流通、利用をめぐる環境が大きく変化し、これらの行

為に関わる者の裾野も広がっているとともに、これらの行為は国境を越えて行われるようになっていることを踏まえ、国際的な視点に留意しつつ、社会の変化に応じ著作権の保護と著作物等の利活用の在り方を見直すとともに、必要な制度等の整備を行う。

また、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図るとともに、学校等における著作権教育の充実を図る。

戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、さらに複合領域等の文化の萌芽^{ほう}、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含む暮らしの文化の振興^{いき}、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業や市場（マーケット）の育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。

- 我が国が永年育んできた豊かな文化芸術資源の基盤をより強固にすることを目指す。さらに、新たなビジネスモデル、産業や市場（マーケット）の育成、他分野への活用を促すことにより、新たな文化芸術の価値を創造し、文化芸術自体のイノベーションを起こす。
- 文化芸術関連分野と連携・協働することにより、今ある優れた我が国の文化芸術を含む多様な分野から新たな文化芸術の価値が創造されるとともに、最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、複合領域等の新たな文化芸術が萌芽^{ほう}することを目指す。また、我が国の商品やサービスに対する海外需要の拡大を促すとともに、伝統的工芸品産業やコンテンツ産業等の文化芸術に関連する産業や市場（マーケット）を育成することを通じて、新たな文化芸術の価値を創造するなど、文化芸術によるイノベーションを実現する。
- 世界的にも高い評価を得ている我が国のメディア芸術について、更なる芸術水準の向上を目指していくことが重要であり、各種施策を通じて積極的に海外展開していく。また、メディア芸術の将来を担うクリエイターが国際的に活躍できるようにすることや、国際的な映画祭等で日本人監督が活躍できるようにすることなどを通じて、世界に通用する監督等を育成する。
- 古美術から近現代美術を含め、日本美術については、国内外の専門家の育成・交流促進を通じた理解増進に加え、世界的な美術展やアートフェア（見本市）等の機会を通じて、世界においてその価値を高めていく。

- 衣食住の文化を含む暮らしの文化は、実演芸術や美術、文化財などとも互いに分野横断的に密接に関わっている。また、技術や用具、原材料の維持・継承などを通じて、暮らしの文化の活動を支えるとともに、ファッション産業等を含む地場産業が地域活性化に貢献したりするなどの可能性を秘めていることから、これらを全体として振興する。
- 暮らしの文化の一部である食文化は、例えば和食文化で言えば、我が国の自然が育んだ食材を選び調理すること、食べる前に「いただきます」と言う感謝の気持ち、器や調度品などで季節感を楽しむこと等に現れているように、私たちの生活の様々な場面で見られる「自然の尊重」の精神に立った、食事のとり方や食に関する習わしである。このため、それぞれの分野で食文化を支えるヒト・モノの育成に資するよう、それらを食文化全体として振興していく必要がある。このような観点から、和食文化の国内外における発信、国産花きや国産茶の需要拡大、鯨類に係る文化や食習慣等に関する情報発信等を行う。
- 文化財の積極的な保存・活用により、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進、広域周遊観光の促進、新たな観光コンテンツの充実等も含め、地域振興や観光振興等を通じた地方創生や地域経済の活性化等を進めるとともに、そのような取組により生まれる社会的・経済的な価値を文化財の継承や地域の維持発展に役立て、文化財の保存と活用に生かす好循環を創り上げることを目指す。
- 著作権等については、イノベーションの促進のため、我が国の成長戦略の観点から、今日、IoT（Internet of Things）・ビッグデータ・人工知能などの技術革新を活用する「第4次産業革命」に対応した知財システムの構築が求められていることや、先述（目標2参照）の文化芸術関連産業・市場（マーケット）の育成や文化芸術の基盤整備の重要性を踏まえ、社会経済の動向を捉えて適時に著作権制度の見直し等に取り組む。

戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家プラン ディングへの貢献

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家プランディングへの貢献を図る。

- 国際社会において我が国の国家ブランドを構築していくに当たっては、外国人が「クール」と捉える日本固有の魅力や海外における日本の文化資源、優れた日本のコンテンツ等を含め我が国の優れた文化芸術を、在外公館等も活用しつつ、戦略的かつ積極的に発信し、我が国の存在感の確保、対日理解の醸成など文化芸術を通じた相互理解、親日層の形成等を図っていく。このことは、親日国の形成、親日的な雰囲気の醸成など文化外交上の目的にも資するとともに、日本産品の輸出拡大、インバウンド観光（訪日外国人観光）の促進など地方創生にもつながるものである。
- 優れた文化プログラムや訪日プロモーション、国立公園の情報発信等を通じて文化芸術を目的に海外から多くの人が我が国を訪れ地域で国際交流が行われることは、文化芸術を通じた相互理解につながるとともに、国家プランディングにも貢献するものである。このため、文化施設や地域観光資源等の多言語化対応を進めることが重要であるとともに、関係機関等と連携し、訪日外国人が文化芸術に触れる機会を増やすことを目指す。
- 2020年東京大会開催は我が国の文化を世界に発信する好機である。この機会を捉え、我が国の文化の魅力を世界にアピールするに足る、独創性、多様性、国際性にあふれた質の高い文化プロジェクトを推進する。
- 2020年東京大会をはじめとする一連の大型スポーツ・イベントと文化芸術事業を連動させ、相乗効果を図ることや、外交上の周年事業や、首脳間の合意等に基づき、効果を最大とするような時期及び国・地域にて、戦略的に大規模な文化事業を展開する。
- 全国各地における海外の芸術家等の受入れや文化プログラムを実施し、地域における文化活動の活性化を図るとともに、世界の幅広い地域への我が国の文化人・芸術家等の派遣等や、海外での日本文化紹介・発信事業を通じて、我が国が有する多様な文化芸術（伝統芸能、日本美術、和食、伝統的工芸品、

茶道、華道、マンガ及びアニメ等)への理解を促進するため積極的に相互交流・対外発信を行う。

- メディア芸術分野においては、優れた文化的価値を有する我が国のメディア芸術作品の振興を通じて日本ブランドを構築するとともに、国内外におけるメディア芸術の認知度を高めること、メディア芸術と他分野との連携を通じた地方創生、共生社会を実現する。
- 美術分野については、トリエンナーレ⁸等の芸術祭の開催や芸術家・文化人・学芸員、美術館、博物館等とのネットワーク形成、海外の美術館への支援、海外における展覧会の開催、解説等の多言語化対応の推進等を通じて、我が国の優れた作品の情報発信を海外に積極的に行う。
- 日本語学習者については、海外では約366万人（平成27年）、国内では約22万人（平成28年）となっており、多くの人々が国内外で日本語を学んでいる。先述（目標3参照）のとおり、日本語学習者は、我が国社会や文化の良き理解者として、我が国と外国との友好関係を構築する橋渡し役となり、日本文化の国際的な発信者となることが期待されている。国内外で日本語学習環境を整備し、日本語教育人材の資質・能力の向上を図るなど質の高い日本語教育を提供していく。
- 第4回日中韓文化大臣会合で合意された「上海行動プログラム」に基づき平成26年以降進められてきた日中韓文化都市交流については、日中韓3か国で選定した都市において、交流を行いつつ、様々な文化芸術活動を実施してきたところであり、今後も日中韓を中心として、東アジア圏の都市間の文化のネットワークの更なる充実を図る。また、東南アジア諸国連合（ASEAN）や欧州都市との連携に取り組む。
- 文化芸術における国際協力については、我が国の知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献する。
- 著作権等については、著作権侵害発生国政府機関や関係機関との協力等により、開発途上国の著作権制度整備に貢献するほか、海外において、著作権

⁸ 3年に一度行われる芸術祭のこと。

に関する普及啓発、著作権侵害対策を講ずるとともに、正規版コンテンツの流通を促進していく。

戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

- 「文化に関する世論調査」（平成28年内閣府）によると、国民が文化芸術を直接鑑賞した経験の割合⁹は全体で59.2%であるが、年齢によって鑑賞活動にはばらつきが生じているのが現状である¹⁰。今後は、年齢や居住地等にかかわらず文化芸術活動に触れられる機会を確保していくことが重要である。また、地域の芸能・祭りへの参加や、習い事等の文化芸術活動をした経験の割合¹¹は28.1%と低いことから、人々が日常的に文化芸術活動に慣れ親しみ、参画できる環境を整えることが重要である。
なお、18歳未満の子供や障害者、在留外国人の文化芸術活動の状況については詳細が把握できていないことから、今後、国は、18歳未満の子供や障害者、在留外国人も含めた文化芸術活動の状況について、調査研究することが必要である。
- 文化芸術の社会的価値を上げる活動を文化芸術関係者が積極的に行うなど、文化芸術が一部の愛好者だけのためのものではなく、全ての国民のものであると認識されることを目指す。また、障害者福祉や児童福祉の観点から行われる文化芸術活動を含め、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に文化芸術活動に触れられ、表現活動を行うことができる環境を整えるよう促す。さらに、各地域の歴史や信仰等に根ざした多様な文化や、特色ある地域文化等、地域の特性に応じた文化芸術振興を図る。

⁹ この1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことがあるか聞いたところ、「鑑賞したことがある」とする者の割合

¹⁰ 20～29歳の鑑賞経験率は75.4%となっている一方で、高齢者の鑑賞経験率は60～69歳が55.7%、70歳以上が45.4%となっている。また、直接鑑賞しなかった者に対し、美術館や博物館での鑑賞促進策を聞いたところ、「入場料が安くなる」(32.6%)のほか、「住んでる地域やその近くに美術館・博物館ができる（増える）」(30.7%)、「閉館時間が遅くなり、夜間でも鑑賞できるようにする」(19.2%)等が挙げられている。

¹¹ この1年間に、自分で作品を創作したり、習い事をしたり、あるいはボランティアとしてこれらの活動を支援するなど、文化芸術に関わる鑑賞以外の活動をしたことがあるか聞いたところ、「活動したことがある」とする者の割合

- 子供、若者、高齢者、障害者等が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラム等のさまざまな取組や地域の学校、非営利団体、福祉施設等の関係機関等と連携したアウトリーチ活動¹²やそれぞれの機関が主体的に取り組む文化芸術活動、施設のバリアフリー化、字幕や音声ガイドの制作、託児サービス等を通じて、全ての人が生涯を通じて、あらゆる地域で多彩で優れた文化芸術活動に触れられ、表現活動を行うことができるようすることを目指す。
- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤であり、多くの人々が文化財に触れ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、全国各地の文化財の確実な継承や鑑賞機会の確保等に努める。また、多くの住民が、地域の伝統文化への参画や文化財の継承のための活動等を通じ、コミュニティとのきずなを深めることができる環境の整備を目指す。このことは、平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震等の被害からの復興に向けて、地域の力を取り戻す礎となるものである。
- 日本語学習者については、海外では約366万人（平成27年）、国内では約22万人（平成28年）となっており、多くの人々が国内外で日本語を学んでいる。先述（目標3参照）のとおり、日本語学習者は、我が国社会や文化の良き理解者として、我が国と外国との友好関係を構築する橋渡し役となり、日本文化の国際的な発信者となることが期待されている。国内外で日本語学習環境を整備し、日本語教育人材の資質・能力の向上を図るなど質の高い日本語教育を提供していく。
- 先述（目標3参照）のとおり、著作権制度は、文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するものである。特に著作物等の適正な利用機会の増進に貢献する公共的な性格を有する事業等における著作物等利用の円滑化を図ることによって、これを一層推進する。

¹² 出前授業、出張講座、移動博物館等、利用者のもとへ出向いて実施する様々な教育普及活動のこと。

戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

- 芸術家等のみならず、文化芸術を支える人材は、我が国の文化芸術の持続的な発展に不可欠であることから、年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材（文化施設・文化芸術団体の経営者、企画・広報やマーケティング等に従事するアートマネジメント人材、企画制作者、舞台技術者・技能者、美術館、博物館における学芸員・各種専門職員等）を確保する。
- 専門人材について、キャリア段階（職業経験）に応じた教育訓練・研修等を通じて専門性を高め、文化芸術の価値を高める人材を育成し、文化芸術の発展を目指す。
- 文化財の修理等を支える技術・技能の伝承者、学芸員等に関しては、適切な保存・活用双方の観点から、専門的な知見を持つ人々の育成を進める。
- アートマネジメント人材や文化財の修理等の担い手の社会的意義等についての理解を促し、将来の文化芸術の担い手である子供たちが、子供の頃から文化芸術の魅力に触れ、理解を深めることのできる機会の充実を図る。
- 地方公共団体においては、地域の歴史や風土に根付いた文化的特色を踏まえ、その特色を生かした活動を推進すべきであり、地方の文化行政を担う人材の育成や体制の充実が期待される。

戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働を推進するプラットフォーム（関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み）を形成する。

- 地域の文化芸術活動を活性化するためには、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者、芸術家、学校等、社会福祉施設、非営利団体、中間支援組織、文化ボランティアなどの関係機関等が相互に連携・協働し、文化芸術のあらゆる現場において創造・活動の場を広げ、総合的な文化芸術政策を展開することが重要である。また、これらの関係機関等による対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組みとして多様な連携組織等の地域の連携・協働を推進するプラットフォームを形成することを目指す。
- こうしたプラットフォームの形成のためには、関係機関等の中でも、文化芸術団体や文化施設等の職員は積極的な役割を果たすことが求められており、これらが特に継続的に活動するために必要な経営力、企画力、法令順守対応等のマネジメント力を強化することを目指す。
- 文化芸術を一層振興するためには、国や地方の財政が厳しい中、公的財政による支援のみではなく、社会全体の取組が必要であり、企業等の民間事業者及び個人からの寄附文化の醸成に向けた取組、文化芸術に係る税制の改善やその活用に向けた取組の周知、幅広く文化芸術が支援される方策を検討し、民と官の多様な連携が振興するよう、文化芸術に係る多様な財源を確保することを目指す。
- 文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体等による全国的・広域的ネットワークの充実・強化を図るとともに、海外の創造都市やユネスコ等の関係者との交流を促すこと、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む活動を推進する。
- 文化芸術政策に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等の調査研究を通じて、客観的な根拠に基づいた政策立案の機能を強化する。

第4 今後5年間に講すべき文化芸術に関する基本的な施策

1 戦略1 関連

- 音楽、舞踊、演劇、美術等の各分野の将来を担う芸術家等に対する国内外での研修や活動成果を発表する機会の充実を図る。【戦略1】
- 独立行政法人日本芸術文化振興会は、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、アーツカウンシル（専門家による助言、審査、事後評価・調査研究等の機能）の強化を図る。【戦略1】
- 独立行政法人日本芸術文化振興会は、古典を伝承した伝統芸能の公開や、国際的に比肩し得る高い水準の自主制作による現代舞台芸術の公演を行い、その一層の振興と普及を図る。【戦略1】
- 独立行政法人日本芸術文化振興会は、中期目標に基づき、我が国の伝統芸能を保持するため、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽、組踊の各分野の伝承者の養成や、国際的な活躍が期待できる水準のオペラやバレエの実演家、確かな演技力を備えた次代の演劇を担う実演家の育成を図る。【戦略1】
- 伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに、公演等への支援を行う。その際、我が国の文化芸術の向上の牽引力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに、伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。【戦略1】
- 伝統芸能や民俗芸能等の持続的な継承を図るため、伝承者の養成への支援を充実するとともに、伝統芸能や民俗芸能等の表現に欠くことのできない物品の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため、後継者育成及び原材料の確保に努める。【戦略1, 5】
- 古典の日に関する法律（平成24年法律第81号）に基づき、古典の日（11月1日）における行事の実施や、古典の日を契機とした学習及び教育の機会の整備等に努める。【戦略1】
- 地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、「衣・食・住」に係る文化をはじめ我が国に生活に根ざした暮らしの文化について基本的調査を実施するとともに、その振興を図る。【戦略1, 2, 3】
- 芸術家等がその能力を向上させ、十分に發揮し、自らの職業や活動に安心して安全に取り組めるよう、芸術家等の活動環境等に関する諸条件の整

備・周知や、社会的な役割に関する理解の促進、社会的、経済的及び文化的地位の向上に努める。【戦略1】

- 文化芸術各分野において顕著な成果を収めた者(個人・団体)や、文化芸術振興に寄与した者(個人・団体)に対して積極的に顕彰を行う。【戦略1】
- 文化庁メディア芸術祭の一層の充実を図るとともに、関連イベントとの連携を推進する。また、我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国へ発信する。【戦略1】
- メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等について、所在情報等のデータベースの整備や、作品のデジタルアーカイブ化等を支援するとともに、文化施設、大学等の連携・協力により実施する共同事業を推進する。また、メディア芸術の情報拠点等の整備を進める。【戦略1】
- 東京国立近代美術館フィルムセンターにおける映画フィルムの収集・保存・活用やデジタル化等の観点からフィルムセンターの機能強化を図り、日本映画の国内外への発信力を強化する。【戦略1】
- 歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料が散逸・消失する事がないよう、アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について検討を行う。【戦略1】
- 公共の建物等の施設の整備及び保全に際して、建物の外観等が、周囲の自然的環境や景観、地域の歴史、文化等との調和が取れたものとなるよう、形状、色彩、デザイン等について配慮するよう努めるとともに、公共の建築物等において文化芸術に関する作品の展示等の取組を行うよう努める。【戦略1】
- 我が国の美術館、博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、企画展示の魅力向上や文化財等の適切な保存管理の徹底を図る。【戦略1】
- 文化発信・交流の拠点として美術館や博物館、劇場、音楽堂等、大学の活動・内容を充実する。例えば遺跡の価値を市民に興味深く提示する手法など、多様な事業が展開されるような手法の開発を推進する。【戦略1】
- 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。【戦略1】
- 地域の美術館、博物館等の館種や設置者の枠を超えた連携・協力を促進

する。【戦略1】

- 登録美術品制度の活用を引き続き推進し、収蔵品の充実や安定した公開を図る。【戦略1】
- 展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の運用を通じて、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援する。【戦略1】
- 優れた文化財、美術作品等を積極的に保存・公開するため、所蔵品の目録（資料台帳）の整備を促すとともに、書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化を促進する。【戦略1】
- 地方公共団体における美術館・博物館の展示環境の整備や学芸員等の専門人材の配置を促進する。【戦略1, 5】
- 地方公共団体は、公立の美術館、博物館等において、専門的な人材の研修や配置等、文化財の保存・活用に向けた体制が充実するよう努めることが期待される。【戦略1, 5】
- 地域の劇場・音楽堂等施設の機能向上等に向けた施設整備を促進するため、施設の大規模改修に関する情報提供等の充実を図る。【戦略1】

- 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災・防犯対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。【戦略1】
- 有形の文化財について、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理の充実を図る。また、防災・防犯の対策を計画的かつ継続的に実施するための支援の充実を図るとともに、所有者の防災・防犯意識の向上を図る取組等を推進する。【戦略1】
- 無形の文化財について、伝承者の確保・養成とともに、その保存に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るための支援を充実する。【戦略1】
- 文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存・継承を図る。【戦略1】
- 東日本大震災や熊本地震など各地における災害により被害を受けた国指定等文化財について早急に保存・修復等の措置を講じ、被災地の復興支援に努める。また、大規模災害に対応した文化財レスキュー、文化財ドクタ

一の活用や防災ネットワークにおける防災・救出に係る全国的な体制整備を促進するとともに、防災・救出活動等の取組を推進する。【戦略1】

- 国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に推進する。【戦略1】
- 「文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方について」（平成29年12月文化審議会答申）を踏まえ、文化財保護制度の見直しを進める。【戦略1】
- 地方公共団体における、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画等の策定を推進し、各地域における計画的な取組を促進する。地方公共団体は、教育、景観、地域振興等の分野との連携を図りながら、文化財の所有者や地域住民、民間の団体とともに、計画的に文化財の保存・活用に取り組むことが期待される。【戦略1、2】
- 個々の文化財の保存・活用の考え方を明確化し、確実な継承を図るため、所有者・管理団体等と連携して、個々の文化財の保存活用計画の策定を推進する。【戦略1】
- 文化財登録制度を活用し、近代をはじめとした文化財の登録を進め、文化財保護の裾野の拡大を図る。【戦略1】
- 水中遺跡の保存・活用に向けて、国、関係機関及び地方公共団体とが連携して、実施体制の充実を図るとともに、調査研究を推進し、地方公共団体の取組を促進する。【戦略1】
- 古墳壁画の保存・活用方策を、関係機関等とも連携して推進する。高松塚古墳壁画については、引き続き修理を行いつつ適切な保存・活用に努めるとともに、修理後の保存管理・公開の具体的な方策について検討する。また、キトラ古墳壁画については、「キトラ古墳壁画体験館 四神の館」内の保存管理施設において、適切な保存・活用を進める。【戦略1】
- 我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集・保存し、次世代へ適切に継承するため、独立行政法人国立文化財機

構の体制と機能の充実を図る。独立行政法人国立文化財機構は、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において、引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。【戦略1】

- 我が国の近現代建築に関する資料（図面や模型等）のうち、歴史的、芸術的、学術的価値が高いものについて、その劣化、散逸、海外への流出等を防ぎ、次世代に継承するとともに、建築資料の展示・普及活動を通じて国民の理解を増進するため、国立近現代建築資料館の機能の充実を図る。
【戦略1】
- 先般改訂した小学校及び中学校学習指導要領や、今後改訂する予定の高等学校学習指導要領を踏まえ、学校における芸術に関する教育の充実を図る。
【戦略1】
- 学校教育において、伝統や文化に関する教育の充実を図る。我が国や郷土の音楽に関する教育については、和楽器を用いたり、長い間親しまれてきた唱歌、わらべうた、民謡など日本のうたを取り上げたりするよう配慮する。
【戦略1】
- 国及び地方公共団体は、効果的・効率的な事業の実施を図りつつ、地方公共団体における自主事業等も含め、義務教育期間中の優れた文化芸術の鑑賞・体験機会がより充実するよう、取組を推進する。
【戦略1】
- 将来の文化財の担い手である子供たちが伝統的な価値に触れる機会の充実に努める。
【戦略1, 5】
- 地方公共団体と連携して、文化部活動の現状などを調査するとともに、有識者会議において文化部活動の運営の改善・充実に向けた検討を行い、ガイドラインを作成する等必要な取組を進める。また、全国高等学校総合文化祭の開催や事例の共有など、文化部活動の充実に資する取組を推進する。
【戦略1】
- 学校と地域の美術館、博物館等との連携による先進的な取組や、地域の関係者との協働による子供や若者等を対象とした参加型プログラムの展開を促進する。
【戦略1】
- 武道等の安全かつ円滑な実施のため、教員の指導力向上を図るとともに、先般改訂した中学校学習指導要領に記載されている9種目の指導ガイドラインの作成・改善や、指導者データベースの整備などを行う。
【戦略1】

- 国語に関する調査を定期的に実施し、調査の結果を広く周知するとともに、国語の改善に関する施策の検討等を行い、国語に対する意識の向上と国語力の育成を図る。【戦略 1】
 - 常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）及び関連指針（「常用漢字表の字体・字形に関する指針」（平成 28 年文化審議会国語分科会報告）等）の普及を図る。【戦略 1】
 - 「敬語の指針」（平成 19 年文化審議会答申）並びに「コミュニケーションの在り方」及び「言葉遣い」についての検討の成果の普及を図る。【戦略 1, 4】
 - 学校教育において、全ての教科等の基本となる国語力を養うとともに、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることができるよう、関係施策の一層の充実を図る。【戦略 1】
 - 学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修において、必要な取組を進める。【戦略 1, 戦略 5】
 - 子供の自主的な読書活動を推進するため、関係法律・計画を踏まえ、子供が読書に親しむ機会の提供や諸条件の整備・充実等を図る。【戦略 1, 4】
 - 「文字・活字文化振興法」（平成 17 年法律第 91 号）に基づき、図書館や学校等において、国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるよう、環境の整備を図る。【戦略 1, 4】
 - 近年の外来語・外国語（いわゆる片仮名言葉）の氾濫などの状況や、放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮して、我が国で生活する人々にとって分かりやすい表現を用いるよう努めるとともに、公用文の表記の在り方等について検討する。それと同時に、人々の言語生活への影響等に関し、関係機関とも適切に連携・協力を図る。【戦略 1, 4】
 - 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究との連携・協力を図る。【戦略 1】
-
- デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物等の創作、流通、利用環境の変化に対応して、著作権等の保護及び著作物等の適正な流通の促

進を図るための著作権制度・運用等に関する課題について検討を行い、必要な措置を講じる。【戦略 1、2】

- コンテンツの適正な流通・活用を促進するため、権利の集中管理の促進等によるライセンス環境の整備、権利情報を集約化したデータベースの構築にむけた実証、権利者不明著作物の利用円滑化等、著作権処理の円滑化を促進する。【戦略 1】
- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、世界知的所有権機関（WIPO）と協同した著作権等制度整備支援に係る取組のほか、侵害発生国等への働き掛け、侵害発生国・地域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援、権利者による権利行使支援、侵害発生国・地域における著作権普及啓発、官民連携の強化、諸外国との連携の強化等を行う。また、深刻化するインターネット上で行われる国境を越えた著作権侵害等に対応するための制度整備等の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。
【戦略 1、3】
- 世界知的所有権機関（WIPO）における著作権等関連条約の策定に向けた議論及び各国との経済連携協定交渉等に積極的に参画することを通じて、著作権制度の国際的調和を図る。【戦略 1】
- 著作権等の保護と著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度や流通環境の整備に資するため、国内外の法制度やその運用動向、国内における著作物等の利用のニーズや流通実態等、及びこれらを踏まえた制度や流通整備の在り方について、情報収集するとともに、調査研究を実施する。【戦略 1】
- 著作権に関する対象者別セミナーの開催、学校での児童・生徒等に対する著作権教育、文化庁ホームページを利用した著作権教材の提供など、様々な方法により、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図る。その際、対象者の属性（クリエイター、利用者等）ごとの需要に応じて取組内容の充実を図る。【戦略 1】
- 国民が著作物等の創作者、利用者のいずれの立場からも著作権等の適切な保護と公正な利用を行うことができるようにするため、学校等の教育において活用できる著作権教育用の教材を開発・普及等に取り組む。【戦略 1】

2 戰略2関連

- 芸術水準の向上の直接的な牽引力となることが期待される優れた公演活動や、オリジナル性に富んだ新たな創作活動など、国内で実施する芸術創造活動の支援の充実を図る。【戦略2】
- 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。【戦略2，3】
- 優れたメディア芸術作品を海外へ戦略的に発信するとともに、日本のメディア芸術に対する海外の評価の把握を行いつつ、国際文化交流や我が国文化への理解の促進を図る。【戦略2，3】
- 文化庁メディア芸術祭地方展を開催することで、優れたメディア芸術を鑑賞・体験する機会を地方において提供することにより、メディア芸術の創造とその発展を図る。また、地方におけるメディア芸術を活用した芸術祭の取組の振興を図るなど、メディア芸術を活用した地方創生に取り組む地方公共団体の取組を促進する。【戦略2，4】
- アニメやマンガの舞台となった場所を観光客等が訪れるメディア芸術ツアーやつながるようなコンテンツの創作支援の促進を図るなど、観光振興や地方創生に貢献する取組を推進する。【戦略2，3】
- 最新のテクノロジーを取り入れたメディアアートなど、新しい芸術分野を活用した創作活動の推進を通じて、我が国のメディア芸術の発信力を強化する。【戦略2，3】
- 映画を含む優れたメディア芸術の創造活動等を促進し、我が国のメディア芸術の創造・発信を図る。その際、新しい映像メディアなど、映像文化の創造の観点から、文化芸術の多様性を確保するなど、幅広い施策を推進する。【戦略2】
- 日本映画の海外映画祭への出品支援や、海外において日本映画の特別上映や人材育成につながる交流事業を実施するなど、諸外国への発信を強化する。【戦略2，3】
- 大学や製作現場等と連携しながら、若手クリエーターの創作活動支援や若手映画作家への技術・知識の習得機会の提供、アニメーターの育成支援など、次代を担う人材育成に向けた支援を行う。【戦略2】

- メディア芸術分野の文化資源の運用・展開を図るため、海外での作品展示やネットワーク作りなどができるよう、専門人材・技術者の育成を推進する。【戦略2，5】
- 国際交流基金を通じて、広範な層に対して影響力のある放送コンテンツについて、相手国のニーズも踏まえつつ途上国等の放送事業者に対し素材を提供し、多くの人々がテレビ放送等を通じて我が国の社会・文化等に親しむ機会を拡大する。【戦略2，3】
- 中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭など国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進する。また、国際交流基金を通じて、日本映画の認知度向上を図るべく、ASEAN10か国、中国、ロシア及び豪州を中心に日本映画祭を継続的に実施する。【戦略2，3】
- 地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、「衣・食・住」に係る文化をはじめ我が国の生活に根ざした暮らしの文化について基本的調査を実施するとともに、その振興を図る。【戦略1，2，3】
- 和食文化の保護及び次世代への継承を確保するため、関係機関や民間等と連携しつつ国内外における和食文化の理解と関心を高めるための情報発信その他の必要な措置を講ずる。【戦略2】
- 花き産業及び花きの文化の振興を図るため、生け花や盆栽などの花文化継承の取組を推進する。【戦略2】
- 国産茶の需要を拡大するため、お茶の歴史、淹れ方等の知識の普及・啓発等を推進する。【戦略2】
- 日本古来からの文化の一つである鯨に係る文化や食習慣の伝承及び鯨類の利用に関する多様性の確保に関する国内外の理解と関心を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずる。【戦略2】
- 伝統的工芸品については、各産地における伝統的工芸品の原材料確保対策や若手後継者の創出育成、観光等異分野との連携や他産地との連携、国

内外での大消費地等での需要開拓などを推進する。【戦略2】

- 海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の出資支援により展開する日本文化発信・販売拠点（マレーシアジャパンモール等）において、食文化や生活文化等の現地発信のための展示やイベント等を実施する。【戦略2】
- コンテンツ産業が持続的に発展する好循環を創出すべく、国際連携強化・海外発信、国際人材育成・技術発掘、国際見本市等を通じた海外展開基盤整備等を推進する。【戦略2】
- 国内外に誇るべき歴史上・芸術上・学術上価値の高い文化財の調査把握や指定等を行うとともに、適切な修理等により文化財の価値を損なうことなく次世代への継承を図る。【戦略2】
- 文化財の更なる公開・活用を促進するため、特に地方公共団体、博物館・美術館等の文化財所有者・管理者からの相談に対する専門的、一元的な対応等を行うセンター機能の整備に取り組む。【戦略2】
- 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、文化財が所在する場や博物館等において、歴史的、芸術的、学術的な魅力を分かりやすく発信するとともに、従来の手法に加え、先端技術の活用やデジタルアーカイブ化等も含めた多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。【戦略2】
- 貴重な各種文化芸術資源を継承し、次代の文化芸術創造の基盤となる知的インフラを構築するため、文化財等の文化資産及びこれらの関連資料等の収集・保存及びデジタルアーカイブ化等を促進するとともに、国立美術館・博物館や国立国会図書館等の関係機関と連携しつつ分野横断的整備を検討する。【戦略2】
- 独立行政法人国立文化財機構は、関係機関と連携しながら、文化財の持つ潜在力を一層引き出す伝統技術と先端技術との連携による高精細レプリカ等の調査や活用の在り方等を検討する。【戦略2】
- 地域の美術館、博物館が中心となる文化クラスター（文化集積地区）の形成を支援し、地域文化資源を活かした面的・一体的な取組を推進する。【戦略2】
- 地方公共団体における、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画

等の策定を推進し、各地域における計画的な取組を促進する。地方公共団体は、教育、景観、地域振興等の分野との連携を図りながら、文化財の所有者や地域住民、民間の団体とともに、計画的に文化財の保存・活用に取り組むことが期待される。【戦略 1、2】

- 文化財建造物や史跡、伝統的建造物群、伝統芸能・民俗芸能等の各地に所在する有形・無形の文化財について、その価値の適切な継承に資するよう、地域振興、観光・産業振興等への活用のための取組を進める。このため、個々の文化財の保存活用計画の策定を推進し、地域の博物館等の文化施設や文化財建造物等を生かしたユニークベニュー¹³等による公開・活用の取組、歴史文化基本構想や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年法律第 40 号）等を活用した、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境の一体的な保存・活用等を図る。【戦略 2】
- 「日本遺産（Japan Heritage）」を認定し、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信するなど、地域の複数の文化財を総合的かつ一体として活用する取組を支援する。【戦略 2、3】
- 我が国の多様な文化芸術の情報について整理し、デジタル技術、インターネット等を活用したネットワーク化やアーカイブ化を進めるとともに、国内外への発信等を推進する。【戦略 2】
- 地域の伝統文化、美しい自然、歴史的景観、魅力ある食文化等、地域の観光資源を活かした各地域の周遊を促進するため、DMO¹⁴が中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る観光地域づくりを推進する。【戦略 2】
- 新たな観光コンテンツの拡充・支援を図る中で、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）等の最先端の情報通信技術を活用した文化財等の観光資源の付加価値化の取組を支援する。【戦略 2】
- 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年法律第 40 号）に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、歴史的建造

¹³ 歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

¹⁴ Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なプランディング、ウェブ・SNS 等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

物の修理、無電柱化等を通じて、良好な景観を形成するとともに地域固有の観光資源である歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを推進する。【戦略2】

- 明日香村における歴史的風土の保存、生活環境及び産業基盤の整備を図るために、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和41年法律第1号）及び「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（昭和55年法律第60号）に基づき、村全域にわたる土地利用規制を行うとともに、明日香村整備計画（奈良県作成）に基づく取組に対する支援を行う。【戦略2、4】
- ユネスコの公表した国内における消滅の危機にある言語・方言や東日本大震災被災地域の方言について、その実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための調査研究と情報の収集を行い、その成果の普及等を通じて、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。【戦略2、4、5】
- デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物等の創作、流通、利用環境の変化に対応して、著作権等の保護及び著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度・運用等に関する課題について検討を行い、必要な措置を講じる。【戦略1、2】

3 戦略3 関連

- 2020年東京大会を一つの契機に、世界における日本の芸術文化への関心と評価を高めるため、世界水準の公演等の実施に合わせて、各種の戦略的な施策を展開し、芸術文化に対する投資が一定の経済効果を生み、新しい投資に循環することが期待できるよう、文化による国家ブランド戦略の構築と社会的・経済的価値等の創出を図る。【戦略3】
- 外交上の周年事業や大型スポーツイベント等との連動による相乗効果の高い国際的な文化芸術事業、日本の文化人・芸術家等の海外派遣による日本文化の対外発信、及び国内外の文化人・芸術家等の相互交流事業の実施により、国際文化交流を推進する。また、文化芸術を通じた国際的な都市間連携を図るため、日中韓を中心とした東アジアの都市における取組を推進する。【戦略3】
- 全国の自治体や芸術家等と連携して、「beyond2020 プログラム」等の文化プログラムを推進し、日本文化の魅力を発信するとともに、地域活性化や共生社会の構築を促進する。【戦略3】
- 2020年東京大会とその後を見据え、日本全国で開催されている文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業や関連分野と連携して、継続的に世界へアピールできる国際的な文化芸術の発信拠点を形成する取組を支援する。【戦略3】
- アニメ、マンガ、ゲーム等といったコンテンツ、伝統芸能などの日本の魅力を活かし、我が国の経済成長につなげるため、クールジャパンの効果的な発信・展開、インバウンド、人材育成・拠点構築等の基盤整備、官民・異業種間の連携等を促進するとともに、クールジャパンの本質の解明や海外人材の受入れによりクールジャパン戦略の深化を図る。【戦略3】
- 放送事業者等と、他分野・他産業、地方公共団体等の関係者が協力し、放送コンテンツを制作、海外発信する取組等を支援する。【戦略3】
- 日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信を、ジャパン・ハウスや専門家派遣等を通じ、オールジャパンの体制で行う。【戦略3】

- 我が国の存在感の確保、対日理解の促進、親日層の形成等を目的として、在外公館等を通じて日本文化の紹介・発信を行う。また、選定周年国を対象とした大型文化事業や、ジャポニスム2018等大規模な文化事業を集中的に実施する。【戦略3】
 - 國際交流基金を通じて、海外における日本語普及、文化芸術交流、日本研究・知的交流に資する事業を実施する。【戦略3】
 - 國際交流基金を通じて、広範な層に対して影響力のある放送コンテンツについて、相手国のニーズも踏まえつつ途上国等の放送事業者に対し素材を提供し、多くの人々がテレビ放送等を通じて我が国の社会・文化等に親しむ機会を拡大する。【戦略2、3】
 - 中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭など国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進する。また、国際交流基金を通じて、日本映画の認知度向上を図るべく、ASEAN10か国、中国、ロシア及び豪州を中心に日本映画祭を継続的に実施する。【戦略2、3】
-
- 我が国の優れた音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術を世界に発信するため、海外発信力のあるイベントの開催、海外の音楽祭や演劇祭への参加、国内における舞台芸術イベントの開催、海外の芸術団体との共同制作などの取組を一層推進する。【戦略3】
 - 70年以上開催してきた我が国の舞台芸術の祭典である文化庁芸術祭について、全国的な芸術祭としての質的充実を図るとともに、優れた芸術家・芸術活動の顕彰や、新進芸術家の登竜門として、我が国の舞台芸術水準の向上のみならず、国家ブランド向上にも資するよう充実を図る。【戦略3】
 - 映画の海外展開促進のため、国際共同製作の基盤整備、ロケ地情報の国内外への発信、日本映画の海外映画祭への出品支援等を推進する。また、我が国を代表する国際映画祭である東京国際映画祭を含め、我が国における各種映画祭の普及・発信機能の充実を図る。【戦略3】
 - 日本映画の海外映画祭への出品支援や、海外において日本映画の特別上映や人材育成につながる交流事業を実施するなど、諸外国への発信を強化する。【戦略2、3】
 - 最新のテクノロジーを取り入れたメディアアートなど、新しい芸術分野を活用した創作活動の推進を通じて、我が国のメディア芸術の発信力を強

化する。【戦略2，3】

- 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。【戦略2，3】
- 優れたメディア芸術作品を海外へ戦略的に発信するとともに、日本のメディア芸術に対する海外の評価の把握を行いつつ、国際文化交流や我が国文化への理解の促進を図る。【戦略2，3】
- アニメやマンガの舞台となった場所を観光客等が訪れるメディア芸術ツアーやつながるようなコンテンツの創作支援の促進を図るなど、観光振興や地方創生に貢献する取組を推進する。【戦略2，3】
- 魅力ある日本文化を海外に幅広く紹介するため、日本文学作品の翻訳者の育成に努めるとともに、インターネット等を活用した日本文化の総合的な情報発信を図る。【戦略3】
- 日本全国で開催される芸術祭や地域の行事を核とした文化芸術事業が充実・発展するよう、地方公共団体が民間企業とも提携しつつ、観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的な連携を図る取組を促進する。【戦略3，4】
- 地域の文化拠点であり、文化芸術の継承、創造、発信する場である劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、劇場、音楽堂等の専門的人材の養成・確保に向けた支援を行う。【戦略3，5】
- 地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、「衣・食・住」に係る文化をはじめ我が国に生活に根ざした暮らしの文化について基本的調査を実施するとともに、その振興を図る。【戦略1，2，3】
- 我が国に存在する国内外に誇るべき歴史上・芸術上・学術上価値の高い文化財の指定等を行うとともに、積極的な情報発信を進める。【戦略3】
- 文化財の多言語解説の在り方等に関する国的基本的な考え方を示し、地方公共団体は、文化財の分かりやすい解説や多言語化等によりその魅力発信に努めることが期待される。【戦略3】
- 劇場、音楽堂等において、外国人旅行者が実演芸術に気軽に触れることができるよう、多言語化対応を促す。【戦略3】

- 美術館、博物館において、外国人旅行者が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、解説の多言語化対応の推進・改善を促す。【戦略3】
 - 我が国の美術振興の中心的拠点として、国民の感性を育み、新しい芸術創造活動を推進するため、独立行政法人国立美術館の機能の充実を図る。特に、多言語化、開館時間の延長等の充実を図るなど、地域活性化・観光振興につながる取組を促進する。【戦略3】
 - 我が国の優れた文化財を海外に向けて広く紹介するため、海外の美術館・博物館と国内の文化財所有者、管理団体、美術館・博物館と協力し、海外において日本の美術品に係る展覧会の開催や、研究員、学芸員等の交流によるネットワークの構築により、日本文化の歴史的・芸術的・学術的な魅力発信、我が国学芸員等の国際的な発信力向上を推進する。【戦略3】
 - 「日本遺産（Japan Heritage）」を認定し、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信するなど、地域の複数の文化財を総合的かつ一体として活用する取組を支援する。【戦略2、3】
-
- 地域の魅力を国内外に発信し、訪日外国人の増加や国の観光活性化を図るため、スポーツツーリズムと文化芸術要素を融合させた「スポーツ文化ツーリズム」の掘り起こしや拡大を図る。【戦略3】
 - 既存市場の確保に加え、欧米豪、富裕層、若年層などの新しい市場の開拓等のため、日本の伝統文化や歴史的資源等を活用した訪日プロモーションを実施する。【戦略3】
 - 国際会議やミーティング、インセンティブ旅行、イベント等の MICE¹⁵開催に当たって、博物館や美術館、歴史的建造物等のユニークベニューの利活用を推進する。【戦略3】
 - 訪日外国人に対して地域観光資源の魅力を発信するため、解説文作成に対する専門人材の派遣やノウハウ提供等の支援を通じ、また関係省庁とも連携し、地域の多言語解説整備を支援する。【戦略3】
-
- 修復・改修や集中的な剪定・植え替えなどが必要な海外日本庭園の修復

¹⁵ Meeting（企業等のミーティング）、Incentive（企業等の報奨・研修旅行）、Convention（国際会議）、Exhibition/Event（展示会・イベント）の総称。

に係るモデル事業を実施し、外国人技術者にも分かりやすい維持管理マニュアルの整備等を通じ、海外における日本庭園の修復体制の構築を図る。

【戦略3】

- 日本の国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化に向け、地域の文化や歴史などとも連携しつつ、国立公園における体験プログラムの充実や基盤的な公園施設の整備等を行うとともに、国立公園の魅力を国内外に広く発信する。【戦略3】
- 教育・科学・文化の協力と交流を通じた国際平和と人類の福祉の促進というユネスコの目的を実現するため、「ユネスコ活動に関する法律」（平成27年法律第207号）に基づき、文化活動を含めた国内外のユネスコ活動を推進する。【戦略3】
- 地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、これらの文化遺産を含めた文化的な遺産としての価値を持つものの適切な保存・活用・継承等に取り組む。【戦略3】
- 人類共通の財産である海外の有形・無形の文化遺産保護等を対象として、我が国の高度な知識・技術・経験を活用した国際協力を充実する。【戦略3】
- 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」（平成18年法律第97号）に基づき、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心に、国内外の関係機関が連携し、有形・無形の両分野における文化遺産国際協力を推進する。【戦略3】
- 日本語教育の関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。【戦略3、4】
- 日本語教育施策の企画立案に必要な調査研究を関係機関との連携・協力を図りつつ実施し、その成果を広く周知するとともに、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究、日本語教育に関する教材等の開発及び提供、日本語教育に携わる人材の養成・研修の充実による高い資質能力を有する人材の確保を図る。また、これらを通じて、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上を図る。【戦略3、4、5】

- 地方公共団体や日本語教育関係団体等との連携・協力により、地域の実情に応じた日本語教室の開設及び地域における日本語教育の推進・連携体制の構築・強化など、地域における日本語教育の充実を図り、国内に居住する外国人等の日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。【戦略3，4】
- 国際交流基金を通じて、日本語教育専門家等の海外派遣及び海外の日本語教師等の招聘研修等を通じた海外における日本語教育環境の整備を推進するとともに、インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の海外への提供を推進する。【戦略3】
- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、世界知的所有権機関（WIPO）と協同した著作権等制度整備支援に係る取組のほか、侵害発生国等への働き掛け、侵害発生国・地域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援、権利者による権利行使支援、侵害発生国・地域における著作権普及啓発、官民連携の強化、諸外国との連携の強化等を行う。また、深刻化するインターネット上で行われる国境を越えた著作権侵害等に対応するための制度整備等の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。【戦略1，3】

4 戰略 4 関連

- 文化芸術と教育、福祉、医療その他の分野の連携により、地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、芸術家等及び文化芸術団体と、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等との間の協力の促進に努める。【戦略 4】
- 障害者の文化芸術活動参加の機会の確保するため、文化芸術の鑑賞等に係るバリアフリー化（日本語字幕、手話通訳、音声ガイド等の情報保障）、創造活動の充実、施設の利用環境の整備を図る取組を推進するなど、社会包摂の機能を充実させる。【戦略 4】
- 聴覚障害者のためのバリアフリ一字幕及び視覚障害者のための音声ガイドの制作支援を行うことにより、我が国の映像芸術の普及・振興を図る。【戦略 4】
- 障害者によるメディア芸術の創造・鑑賞に係る調査・研究を実施し、バリアフリー対応に関する実地検証を行うなど、障害者によるメディア芸術に触れる機会の創出に向けた取組を推進する。【戦略 4】
- 地域における障害者の自立と社会参加を促進する観点から、国は、地方公共団体等と連携・協力し、障害者が文化芸術に親しみ、創作・表現活動を行えるよう、相談支援、人材育成、ネットワークの構築、情報収集・発信などを行う体制づくりを進める。【戦略 4】
- 国民の障害に対する理解や認識を深め、障害者の豊かな生活や自立と社会参加を促進するために、国は、地方公共団体との連携・協力により、全国障害者芸術・文化祭を開催するとともに、障害者による文化芸術活動の裾野が広がるよう、全国各地の障害者による作品展示や公演、文化祭等を連携事業として実施する取組を進める。【戦略 4】
- 子供の道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子供の健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つ児童福祉文化財について、絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行う。【戦略 4】
- 優れた児童福祉文化財のポスター・年報等を作成し、地方自治体等と連

携して、広報・啓発に取り組む。【戦略4】

- 子供の健やかな成長、子供や家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、地方自治体等と連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子供を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図る。【戦略4】
- 高齢者、障害者、子育て中の保護者、外国人等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等の取組を促進する。【戦略4】
- 地域の多様な経験や技能を持つ人材・団体等の協力を得て行われる文化芸術に関する活動を支援することにより、子供たちの文化芸術などに対する理解を育む取組を促進する。【戦略4】
- 芸術団体と、地域の劇場、音楽堂等が連携して、劇場、音楽堂等相互間の連携協力による地域の舞台芸術制作能力の向上に資するような共同制作や巡回公演を行い、また柔軟に運用すること等により、居住する地域にかかわらず等しく舞台芸術を鑑賞する機会が確保されるよう取組を促進する。【戦略4】
- 地方公共団体と連携して、国民文化祭等を効果的に活用し、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促すとともに、国民の参加や鑑賞機会の充実を図る。【戦略4】
- 文化庁メディア芸術祭地方展を開催することで、優れたメディア芸術を鑑賞・体験する機会を地方において提供することにより、メディア芸術の創造とその発展を図る。また、地方におけるメディア芸術を活用した芸術祭の取組の振興を図るなど、メディア芸術を活用した地方創生に取り組む地方公共団体の取組を促進する。【戦略3、4】
- 日本全国で開催される芸術祭や地域の行事を核とした文化芸術事業が充実・発展するよう、地方公共団体が民間企業等とも提携しつつ、観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的な連携を図る取組を促進する。【戦略3、4】
- 年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、多くの国民が広く文化財に親しむことができるよう、歴史的、芸術的、学術的な魅力を分かりやすく発信するとともに、文化財の保存・活用に関する多様な活動に広く地域住民等が参画することを推進するなど、広く国民が文化財の継承などの活動を

通じて地域に貢献できる環境の醸成に取り組むことが期待される。【戦略4】

- 地域の伝行事等がコミュニティの維持発展や人々のきずなの形成に大きな役割を持つことを踏まえ、個性豊かな伝統文化など地域の文化芸術の継承・発展を推進するとともに、その情報発信など多くの国民が地域の文化芸術に参画できるような環境の醸成に取り組むことが期待される。【戦略4】
- 都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保存と活用を図る。【戦略4】
- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）に基づき、アイヌ文化の振興を図るとともに、アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。また、「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針」（平成26年6月13日閣議決定・平成29年6月27日一部変更）に基づく取組を推進する。【戦略4】
- 組踊や琉球舞踊等の国際色豊かな独自の文化を育んでいる沖縄の文化の振興のため、「沖縄振興基本方針」（平成24年5月11日内閣総理大臣決定）に基づく取組を進める。【戦略4】
- 明日香村における歴史的風土の保存、生活環境及び産業基盤の整備を図るために、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和41年法律第1号）及び「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（昭和55年法律第60号）に基づき、村全域にわたる土地利用規制を行うとともに、明日香村整備計画（奈良県作成）に基づく取組に対する支援を行う。【戦略2、4】
- 文化財保護法を改正し、保存活用計画を策定して美術館等に寄託・公開した美術品について、相続税等の納税猶予の特例措置制度の創設について検討する。【戦略4】
- 図書館が、資料や情報等の継続的な収集、調査研究への支援や資料の利用相談、時事情報の提供等の機能を充実させることにより、地域を支える

情報拠点となるよう、先進事例の収集・情報提供や図書館の充実方策を提示するなどの支援を行う。【戦略 4】

- 各地域の文化施設や公民館等の社会教育施設について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等が円滑に利用しやすい運営を促進する。【戦略 4】
- 学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設が、様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演・展示や練習などの活動拠点として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用を促進する。【戦略 4】
- 「敬語の指針」（平成 19 年文化審議会答申）並びに「コミュニケーションの在り方」及び「言葉遣い」についての検討の成果の普及を図る。【戦略 1, 4】
- ユネスコの公表した国内における消滅の危機にある言語・方言や東日本大震災被災地域の方言について、その実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための調査研究と情報の収集を行い、その成果の普及等を通じて、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。【戦略 2, 4, 5】
- 子供の自主的な読書活動を推進するため、関係法律・計画を踏まえ、子供が読書に親しむ機会の提供や諸条件の整備・充実等を図る。【戦略 1, 4】
- 「文字・活字文化振興法」（平成 17 年法律第 91 号）に基づき、図書館や学校等において、国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるよう、環境の整備を図る。【戦略 1, 4】
- 近年の外来語・外国語（いわゆる片仮名言葉）の氾濫などの状況や、放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮して、我が国で生活する人々にとって分かりやすい表現を用いるよう努めるとともに、公用文の表記の在り方等について検討する。それと同時に、人々の言語生活への影響等に関し、関係機関とも適切に連携・協力を図る。【戦略 1, 4】
- 日本語教育の関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。【戦略 3, 4】
- 日本語教育施策の企画立案に必要な調査研究を関係機関との連携・協力

を図りつつ実施し、その成果を広く周知するとともに、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究、日本語教育に関する教材等の開発及び提供、日本語教育に携わる人材の養成・研修の充実による高い資質能力を有する人材の確保を図る。また、これらを通じて、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上を図る。【戦略3、4、5】

- 地方公共団体や日本語教育関係団体等との連携・協力により、地域の実情に応じた日本語教室の開設及び地域における日本語教育の推進・連携体制の構築・強化など、地域における日本語教育の充実を図り、国内に居住する外国人等の日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。【戦略3、4】
- 著作権等の適切な保護とのバランスに留意しつつ、障害者等の情報アクセス機会の充実、図書館等の社会教育施設や学校における著作物等利用環境の充実など、公益的な観点からの著作物等の適正な利用を促進するための課題について、ニーズを踏まえて検討を行い、必要な措置を講ずる。【戦略4】

5 戰略5関連

- 伝統芸能や民俗芸能等の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、美術館、博物館における学芸員・各種専門職員、地方公共団体の文化芸術政策担当者等の幅広い人材資質向上のための研修の実施など、文化芸術活動を担う人材の確保・育成を図る。【戦略5】
- 地域の文化拠点であり、文化芸術の継承、創造、発信する場である劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、劇場、音楽堂等の専門的人材の養成・確保に向けた支援を行う。【戦略3、5】
- 芸術文化団体、地域の劇場・音楽堂等と連携して、舞台芸術を支える制作者、技術者、経営者、実演家などの専門的人材の育成や、文化ボランティア育成等の取組を推進する。あわせて、障害者の舞台芸術活動参加に係る支援者育成の取組を推進する。【戦略5】
- 地域の劇場、音楽堂等が行う事業や、芸術系大学等の有する教員や教育研究機能など、様々な資源を活用して、実演芸術のアートマネジメント等に関する専門的人材を養成する取組を推進する。また、大学等の教育機関や国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る。【戦略5】
- 国民の文化芸術活動への参画に資する質の高い文化ボランティア活動を活発にするため、情報提供、相互交流の推進などの環境整備を図る。【戦略5】
- 美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また、美術館、博物館等の管理・運営や資料及び情報の収集、調査・研究、展示企画、教育普及、美術作品等の保存・修復等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。【戦略5】
- 学校等と連携しつつ、地域の美術館、博物館、劇場、音楽堂等における教育普及活動を充実させることにより、子供たちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解を育む取組を促進する。【戦略5】
- 地方公共団体における美術館、博物館の展示環境の整備や学芸員等の専門人材の配置を促進する。【戦略1、5】

- 地方公共団体は、公立の美術館、博物館等において、専門的な人材の研修や配置等、文化財の保存・活用に向けた体制が充実するよう努めることが期待される。【戦略 1, 5】
- 地域や住民にとって役に立つ、魅力ある図書館づくりの核となる司書等の資質向上を図るため、研修等の充実を図る。【戦略 5】
- 伝統芸能や民俗芸能等の持続的な継承を図るため、伝承者の養成への支援を充実するとともに、伝統芸能や民俗芸能等の表現に欠くことのできない物品の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため、後継者育成及び原材料の確保に努める。【戦略 1, 5】
- 海外における文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力コンソーシアムを活用し、派遣人材の確保に努める。【戦略 5】
- 将来の文化財の担い手である子供たちが伝統的な価値に触れる機会の充実に努める。【戦略 1, 5】
- ユネスコの公表した国内における消滅の危機にある言語・方言や東日本大震災被災地域の方言について、その実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための調査研究と情報の収集を行い、その成果の普及等を通じて、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。【戦略 2, 4, 5】
- 学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修において、必要な取組を進める。【戦略 1, 5】
- 日本語教育に携わる人材の養成・研修の充実により、高い資質能力を有する人材の確保を図る。【戦略 3, 4, 5】

6 戦略6 関連

- 地方公共団体が中心となり、地域住民や地域の芸・産学官と共に取り組む地域の文化資源を活用した文化芸術事業を促進する。【戦略6】
- 独立行政法人日本芸術文化振興会において、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、専門家による助言、審査、事後評価・調査研究等（アーツカウンシル機能）の地域との連携・強化を図る。【戦略6】
- 地域の中小の様々なホールを牽引する中核的な劇場・音楽堂等への支援の充実を図るとともに、国と地方公共団体が役割分担・協力しつつ、芸術団体や地域の劇場・音楽堂等と連携・協力して、居住する地域にかかわらず等しく、質の高い舞台芸術を鑑賞する機会が確保できるよう、取組の充実を図る。【戦略6】
- 国内外の文化芸術関係者等が、国の文化芸術振興に関する施策の内容や、国内外の文化芸術に関する各種の情報、専門的知識等を把握することができるよう、情報通信技術など様々な方法を活用して、積極的に提供していくとともに、相談、助言等の窓口機能の整備を図る。【戦略6】
- 地方公共団体、文化芸術団体等による情報提供のための取組を促進する。【戦略6】
- 文化芸術を支える民間（企業、団体、個人等）の支援を促進するとともに、税制上の措置の活用に係る周知を行うなど、寄附文化を醸成するべく努める。【戦略6】
- 文化芸術関係者をはじめ、広く国民に対して、文化芸術活動に対する寄附等に関する税制措置の現状、企業等による支援活動の状況、多様な方法による文化芸術活動への支援の事例等について、文化芸術団体等と連携しつつ、情報の収集及び提供を行う。【戦略6】
- 施策の実施に際しては、関係府省間の連携・協働を一層推進するとともに、国、地方公共団体、企業、芸術家等、文化芸術団体、非営利団体、文化ボランティア、文化施設、社会教育施設、教育研究機関、報道機関等の関係機関等が各自の役割を明確化するとともに、相互の連携強化を図る。【戦略6】

- 各施策の企画立案、実施、評価等に際しては、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う。【戦略6】
- 各地域において、国及び地方公共団体の文化行政担当者、芸術家等、文化芸術団体等が、各地域の文化芸術を取り巻く状況や活動の実態、文化芸術振興のための課題等について、情報や意見の交換を行う場を積極的に設ける。【戦略6】
- 文化芸術振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案及び評価等に資する基礎的なデータの収集や各種調査研究の充実を図りつつ、客観的な根拠に基づいた政策立案の実施を強化する。【戦略6】
- 文化芸術施策の評価について、文化芸術各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価方法の確立を図る。【戦略6】

第5 文化芸術推進基本計画（第1期）に係る評価・検証サイクルの確立等

（基本的な考え方）

- 文化芸術推進基本計画（第1期）に基づく文化芸術推進施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上を果たす観点から、以下の点に留意して、評価・検証サイクル（文化芸術政策のPDCAサイクル）を確立することとする。
 - ・「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」（目標）、「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」（戦略）、「今後5年間に取り組むべき文化芸術に関する基本的な施策」の関係性について、関係者のみならず国民一般も論理的に理解できるように可視化すること。
 - ・計画期間内（平成30～34年度の5年間）において実施する基本的な施策群を含む政策の評価・検証を行うため、「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」（戦略）を対象に、精選して設定した指標を用いて単年度ごとに評価・検証しフォローアップを行うなど、計画の進捗状況を適切に把握し、今後の施策の改善に反映すること。
 - ・単年度ごとに加えて、中間年度（平成32年度）の終了後には、中間評価を実施し、中間年以降の第1期計画に基づく施策の推進や、第2期計画の策定の検討に反映すること。

（指標の位置付け）

- 評価・検証する際には、個々の指標に基づく状況で判断するのではなく、それぞれの戦略ごとの指標に基づく状況全体から進捗状況を適切に把握することが重要である。
- 指標は、計画を評価・検証しフォローアップを行う際のよりどころとなるものであり、指標の内容を達成することが目的ではないことに留意する。

（指標の設定の在り方）

- 指標については、評価・検証の負担軽減の観点から、精選した指標を適切に設定することとし、また、文化芸術の各分野の特性に十分留意しつつ、定量的のみならず定性的評価を含む質的評価を重視する。
- 指標については成果指標を基本とする。
- 指標の設定の際には、それらの達成が自己目的化し、政策全体、すなわち本来の基本的な方向性（戦略）等と懸け離れないように留意する。
- 現時点での指標に必要なデータ等がない場合には、第1期計画期間中の指標の開発を検討することとする。適切な指標を開発するため、国内外の情報や

各種データの収集・分析等文化芸術政策に係る客観的な根拠を蓄積することとする。

(進捗状況を把握するための指標)

○戦略1 関連

- ・国民の誇りとして「文化・芸術」が挙げられている割合
- ・日本の芸術について「非常に良い」「やや良い」と回答する割合
- ・劇場、音楽堂等に行ったことのある者の割合
- ・美術館、博物館、図書館等文化施設の入場者数・利用者数
- ・文化芸術活動や文化施設の社会的投資効果
- ・我が国の芸術家人口の数
- ・文化財の適切な修理の実施状況
- ・文化財の防災・防犯対策の実施状況
- ・歴史文化基本構想（域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画）や保存活用計画の策定件数
- ・「あなたは、日常の言葉遣いや話し方、あるいは文章の書き方など、国語についてどの程度関心がありますか。」という質問に対し、「関心がある」と回答した者の割合
- ・「毎日使っている日本語を大切にしているか」という質問に対し、「大切にしている」と回答した者の割合
- ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合
- ・文化芸術産業の経済規模（文化GDP）

○戦略2 関連

- ・文化芸術産業の経済規模（文化GDP）【再掲】
- ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合【再掲】
- ・歴史文化基本構想（域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画）や保存活用計画の策定件数【再掲】
- ・文化遺産オンラインの訪問回数・登録件数
- ・国立美術館、博物館の寄付金等の受入れ状況

○戦略3 関連

- ・文化プログラムの認証件数
- ・劇場、音楽堂等における多言語化対応の割合
- ・文化遺産保存修復等に関する国際協力の実施状況
- ・日本を留学先として選んだ理由（複数回答）として、「日本語・日本文化を

勉強したかったため」と回答した割合

- ・在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合
- ・国内外の日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の増加割合
- ・日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数
- ・文化芸術産業の経済規模（文化 GDP）【再掲】

○戦略 4 関連

- ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合【再掲】
- ・子供の文化芸術活動の参加割合
- ・高齢者の文化芸術活動の参加割合
- ・障害者の文化芸術活動の参加割合
- ・在留外国人の文化芸術活動の参加割合
- ・劇場、音楽堂等における多言語化対応の割合【再掲】
- ・地域の文化的な環境の満足度（文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的町並みの保存・整備等）
- ・在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合【再掲】
- ・日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の増加割合【再掲】
- ・日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数【再掲】
- ・文化芸術産業の経済規模（文化 GDP）【再掲】

○戦略 5 関連

- ・地方公共団体における文化財を担当する専門的な職員
- ・文化施設における専門的人材
- ・劇場、音楽堂等の管理職における専門的人材の男女比率、舞台技術職員の年齢層
- ・文化芸術団体におけるアートマネジメント人材
- ・日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数【再掲】
- ・文化芸術産業の経済規模（文化 GDP）【再掲】

○戦略 6 関連

- ・地域の文化的な環境の満足度（文化芸術の鑑賞機会や文化財・伝統的町並

みの保存・整備等)【再掲】

- ・創造都市ネットワーク日本（CCNJ）の加盟自治体数
- ・地方公共団体における、文化芸術に関する条例数、指針（計画）の策定数
- ・文化芸術に関するボランティア数
- ・国民の文化活動への寄付活動を行う割合
- ・寄付金の受入れ状況（全体及び対公的資金）
- ・国立美術館、博物館の寄付金等の受入れ状況
- ・文化芸術産業の経済規模（文化 GDP）【再掲】

（調査研究及び客観的な根拠に基づく政策立案機能の充実等）

- 文化芸術政策の PDCA サイクルを実効あるものとするためには、評価・検証のための指標開発のみならず、望ましい文化芸術政策を企画立案・評価するための機能の充実や文化芸術に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等の調査研究を基盤に、望ましい文化芸術政策を企画立案・評価できる体制が重要である。
- この中で、国内外の文化芸術政策の動向や文化芸術の活動実態等に係る情報の収集・分析、文化芸術産業の経済規模（文化 GDP）及び経済波及効果などの経済分析、文化芸術の関係者や施設に関するデータ等の収集・調査分析等を継続的に行う機能・ネットワークが必要である。
- また、文化芸術に関する政策立案機能の充実を図るためにには、国民への説明責任を果たす観点から、より効果的な文化芸術政策を立案できる機能を充実することが重要である。現在、政府は客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM¹⁶）の横断的推進を掲げており、文化芸術政策においても、調査研究の充実を図りそこで得られた結果等を活用しつつ、客観的な根拠を重視した政策立案機能の充実に取り組むことが求められる。

（地方公共団体における取組）

- 文化芸術推進基本計画（第1期）の指標は国として設定するものであり、各地方公共団体において地方文化芸術推進基本計画等を策定する際には、これらの指標を参照し、地域の実情に応じた指標を設定した上で、全国レベルの進捗状況と比較することなどにより、適切に現状を把握し、施策の改善やそれぞれの地域における計画等の策定・変更等に生かすことが期待される。

¹⁶ EBPM（Evidence-Based Policy Making）は、客観的な根拠に基づく政策立案を意味する。政府は、EBPM の省庁横断的推進を掲げている。（「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 29 年 5 月閣議決定）」等）

- なお、国は地方文化芸術推進基本計画の策定等地方公共団体における取組状況等を適切に把握した上で、それを第2期計画の策定過程に生かしていくことが必要である。

第6 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

- 改正法の附則において、文化庁の機能拡充等の検討条項が設けられ、政府において文化庁の機能強化について検討が進められているとともに、地方創生の観点から文化庁の京都移転についての取組が進められている。文化芸術基本法は文化芸術政策の根本法とも言うべき法律であり、今後の文化行政の機能強化についても、新しい文化芸術基本法に基づき考えられるべきものである。
- 新しい文化芸術基本法に基づく政策を牽引^{けん}するため、文化庁の機能強化を通じて、平成30年度中には「新・文化庁」を実現するとともに、文化芸術推進基本計画（第1期）に基づく文化芸術政策を強力に牽引^{けん}することが求められる。
- 「新・文化庁」は、文化芸術立国を目指し、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、今日の政策ニーズに対応し、関連分野における施策との有機的な連携が取れる組織体制を構築する必要がある。このため、「新・文化庁」への組織改革は、「縦割」を超えた開放的・機動的な文化芸術政策集団の形成に向けて、①時代区分を超えた組織編制、分野別の縦割型から目的に対応した組織編制とすることによって、政策課題への柔軟かつ機動的な取組に対応することが必要であるとともに、文化財をはじめ文化芸術資源の活用を促進する、②関係府省庁、地方公共団体、民間、大学、文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制を取ることにより、新たな領域への積極的な対応を強化することが必要である。具体的には、文化芸術資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、文化発信力の向上、食文化など生活文化の振興、文化創造や文化政策調査研究推進などの機能強化が求められる。
- また、文化芸術基本法における文化芸術教育の重要性や、教育など関連施策との連携といった新たな規定を踏まえ、現在、文部科学省本省において所掌している博物館及び学校における芸術に関する教育に係る業務についても、新・文化庁において一元的に担っていくことが望まれる。
博物館については、既に文化庁が、全国の博物館のうち歴史博物館及び美術館の取組に対する支援を行っている実態などを踏まえつつ、分野を超え

た博物館行政の効果的・効率的な推進、施設や文化財などの積極的な活用、文化・観光拠点としての博物館施設の連携による更なる魅力向上などの効果が期待される。

学校における芸術に関する教育については、豊かな感性や想像力を働かせ、新たな価値を創造していくことが重要とされる現代社会において、芸術に関する教科の教育を充実するとともに、博物館施設や文化財などを積極的に活用し、質の高い芸術を鑑賞したり体験したりする活動を通じて、豊かな

心や創造性を涵養することが求められている。

文化芸術振興施策の知見やネットワークを芸術に関する教育と有機的に結び付け、今まで以上に活用することで、一流の文化芸術等を通じて子供たちの感性や想像力等が培われるとともに、文化芸術の新たな担い手の育成にもつながるなど、文化芸術と教育の両分野における施策の一体的・効果的な推進が期待される。

参 考 資 料

「文化芸術推進基本計画（第1期）について（答申）」の概要	1
今後の文化芸術政策の目指すべき姿と今後5年間の基本的な方向性の関係性	3
国際的な文化芸術政策の動向について	4
進捗状況を把握するための指標について（現状データ集）	6
文化芸術政策に係るその他の主な中長期的課題について	20
「文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な在り方について－「文化芸術推進基本計画（第1期）」の策定に向けて－」（諮問）	22
第17期文化審議会委員名簿	26
文化審議会第15期文化政策部会委員名簿	27
文化審議会第15期文化政策部会基本計画ワーキング・グループ委員名簿	28
文化審議会第15期文化政策部会舞台芸術ワーキング・グループ委員名簿	29
文化審議会第15期文化政策部会メディア芸術ワーキング・グループ委員名簿	29
文化審議会第15期文化政策部会美術ワーキング・グループ委員名簿	29
文化審議会第15期文化政策部会暮らしの文化ワーキング・グループ委員名簿	29
文化審議会における審議の経過	30

「文化芸術推進基本計画（第1期）について（答申）」の概要

～文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる～

本報告の位置付け・ポイント

- 新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間（2018～2022年度）の文化芸術政策の基本的な方向性を示したもの。
- 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環。
- 関係府省庁の文化芸術関連施策について新・文化芸術基本法第36条に基づく「文化芸術推進会議」（関係府省庁の局長級会議）での連絡調整を経て盛り込み。文化GDP等の評価指標に基づく評価検証サイクルを確立し、毎年度計画をフォローアップ。
- 文化審議会ではこれまで総会、文化政策部会、基本計画WGを計15回、分野別分科会・WGを計14回開催。文化芸術関係者を委員に迎え、文化芸術団体からのヒアリングを実施するなど、現場の意見を幅広くみ取って審議。今年度中を目途に策定（閣議決定）の予定。

Ⅰ 文化芸術政策を取り巻く状況等

（1）文化芸術の価値 （本質的価値）

- ・豊かな人間性を涵養、創造力・感性を育成
- ・文化的な伝統を尊重する心を育成
- （社会的・経済的価値）
 - ・他者と共に感し合う心、人間相互の理解を促進
 - ・質の高い経済活動を実現
 - ・人間尊重の価値観、人類の真の発展に貢献
 - ・文化の多様性を維持世界平和の基礎

（2）文化芸術を取り巻く状況変化

- ・新・文化芸術基本法の成立
- ・少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の急速な進展等社会状況の変化
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

文化芸術立国の実現を

Ⅱ 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

文化芸術は、それ 자체が固有の意義と価値を有し、豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法の精神を前提とし、以下のようく定める。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展・継承への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。
目標2 創造的で活力ある社会
文化芸術に効果的な投資が行われ、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成の参加機会が提供されている。

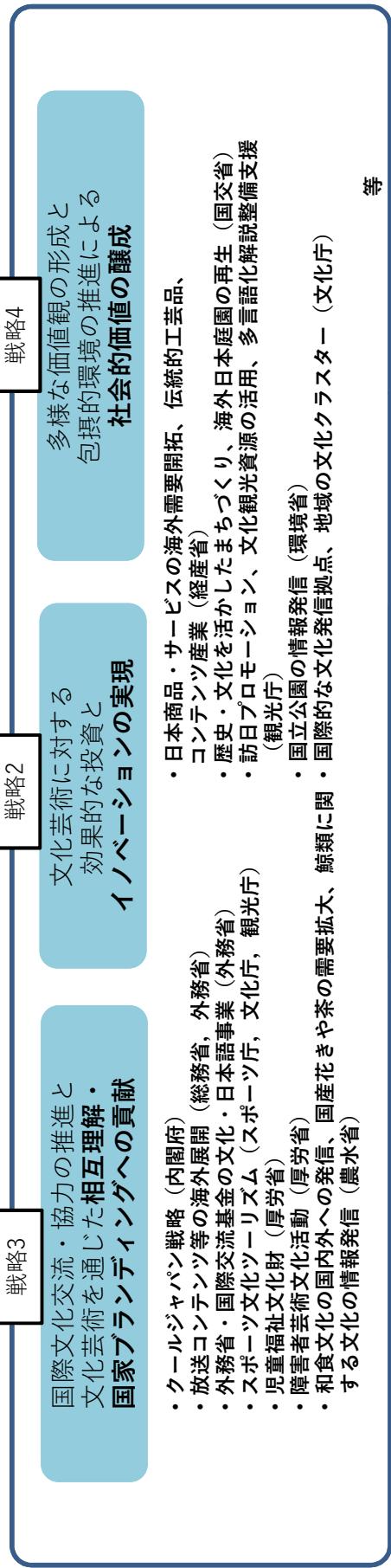
目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

III・IV 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性 (2018～2022年度)



- ・クールジャパン戦略（内閣府）
- ・放送コンテンツ等の海外展開（総務省、外務省）
- ・外務省・国際交流基金の文化・日本語事業（外務省）
- ・スポーツ文化ツーリズム（スポーツ庁、文化庁、観光庁）
- ・児童福祉文化財（厚生労働省）
- ・障害者芸術文化活動（厚生労働省）
- ・和食文化の国内外への発信、国産花きや茶の需要拡大、鯨類に関する文化の情報発信（農水省）
- ・日本商品・サービスの海外需要開拓、伝統的工芸品、コンテンツ産業（経産省）
- ・歴史・文化を活かしたまちづくり、海外日本庭園の再生（国交省）
- ・訪日プロモーション、文化観光資源の活用、多言語化解説整備支援（観光庁）
- ・国立公園の情報発信（環境省）
- ・国際的な文化発信拠点、地域の文化クラスター（文化庁）等

V 評価・検証サイクルの確立等

- ・毎年度、文化 GDPなど36の評価指標に基づき計画の進捗状況をフォローアップ。2020年度中に中間評価。

VI 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

- ・文化庁の機能強化（政策機能強化、博物館・芸術教育関係事務の文科本省からの移管等）を通じて、2018年度中に「新・文化庁」を実現。

今後の文化芸術政策の目指すべき姿 と今後5年間の基本的な方向性の関係性

目指すべき姿 (中長期的な観点)

(1) 文化芸術の創造・発展・ 継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

(2) 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。

(3) 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

(4) 地域の文化芸術を推進する プラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

基本的な方向性

(2018～2022年度の5年間)

戦略1

文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

戦略2

文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

戦略3

国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

戦略4

多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

戦略5

多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

戦略6

地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

※矢印は主な対応関係を表しており、これに限るものではない。

文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる

国際的な文化芸術政策の動向について

- 海外における文化芸術政策においては、文化芸術の振興にとどまらず文化芸術の範囲を拡大し、新しい文化はもとより、創造的な経済や社会の発展に貢献することを目指していること、より多くの人が文化芸術にアクセスすることを可能にすることを目指していることなど、今回の文化芸術基本法の改正の趣旨と同様の方向性を有している。
- この他、文化芸術の卓越性を重視し、自国が世界的な文化芸術の中心となることや文化芸術による国家ブランディングなどを重視するとともに、文化芸術が有する多様性や相互理解等の特徴から生み出される社会的包摂の機能や人々が幸福な人生（Well-being）を享受できる機能を重視するなど、文化芸術の有する様々な価値に着目して政策目標が設定され、文化芸術政策が国家戦略として、他の社会・経済政策とも相まって推し進められている。
- 例えば、2016年に英国政府が、文化政策の今後の方向性を示すものとして約50年振りに策定した文書（The Culture White Paper¹）においては、文化の価値を三つの側面（本質的価値、社会的価値及び経済的価値）から整理している。その上で、以下の四つを柱として、今後の文化政策の方向性及び関連する評価指標等を打ち出している。
 - 1 人生をスタートした場所に関係なく、全ての人々が文化に触れる機会を享受するべきである
 - 2 文化の豊かさが全国のコミュニティに恩恵を与えるべきである
 - 3 文化の力は私たちの国際的地位を向上させることができる
 - 4 文化的投資、レジリエンス、改革
- また、アーツ・カウンシル・イングランドでは、2010から2020年の10年間の戦略的枠組「優れた文化芸術を全員に」（Great art and culture for everyone²）を2013年に改訂し、以下のように、五つの目標を定めている。このうち、1と2が最も重要な使命とされている。

¹ Department for Digital, Culture, Media & Sport (2016). *The Culture White Paper*

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/510798/DCMS_The_Culture_White_Paper_3_.pdf

² Arts Council England (2013). *Great Art and Culture For Everyone 10-year Strategic Framework 2010-2020*

<http://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-file/Great%20art%20and%20culture%20for%20everyone.pdf>

- 1 優れた文化芸術が発展し、美術館、博物館、図書館が賞賛されている
 - 2 誰もが文化芸術を体験したり、インスピレーションを得たりする機会がある
 - 3 美術館、博物館、図書館が弾力性のある回復力を持ち、持続可能である
 - 4 美術館、博物館、図書館のリーダーシップと労働力は多様で高いスキルを有している
 - 5 全ての子供と若者は、美術館、博物館、図書館の豊かさを体験する機会がある
- また、オーストラリア政府が2011年に定めた「国家文化政策-オーストラリアの未来に対するビジョンの策定」(The National Cultural Policy-Developing a Vision for Australia's Future³)においては、以下のように、四つの目標を定めている。
- ・ 政府が何を支えているか、そしてその支援がどのように提供されているかを確実にするために、21世紀のオーストラリアの多様性を反映し、先住民族の文化を保護し、支援する
 - ・ 新しい芸術と創造的な産業の発展を支え、より多くの人々が芸術と文化にアクセスし、参加することを可能にする新技術と新しいアイディアの活用を奨励する
 - ・ 革新と世界的な試みをサポートし、芸術が国内外でオーストラリアのストーリーを伝える役割を強化する
 - ・ 社会と経済に貢献する芸術の能力を促進し、強化する

³ Australian Government, Department of the Prime Minister and Cabinet, Office for the Arts(2011). *The National Cultural Policy-Developing a Vision for Australia's Future*

<http://www.australiantheatreforum.com.au/wp-content/uploads/2014/05/national-cultural-policy-discussion-paper.pdf>

**進捗状況を把握するための指標について
(現状データ集)**

戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

青色:アウトカム／無地:アウトプット

指標項目	現状・方向性	出典等																				
国民の誇りとして「文化・芸術」が挙げられている割合	<ul style="list-style-type: none"> H20: 44.9% H26: 50.5% H28: 51.1% 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府「社会意識に関する世論調査」 対象: 18歳以上 毎年実施 																				
日本の芸術について「非常に良い」「やや良い」と回答する率	<p>(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>非常に良い</th> <th>やや良い</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1998</td> <td>7</td> <td>54</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>2003</td> <td>8</td> <td>59</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>2008</td> <td>13</td> <td>59</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>16</td> <td>61</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table>		非常に良い	やや良い	計	1998	7	54	61	2003	8	59	67	2008	13	59	72	2013	16	61	77	<ul style="list-style-type: none"> 大学共同利用機関法人情報システム研究機構統計数理研究所「日本人の国民性調査」 対象: 20歳以上 85歳未満 5年ごとに実施
	非常に良い	やや良い	計																			
1998	7	54	61																			
2003	8	59	67																			
2008	13	59	72																			
2013	16	61	77																			
劇場、音楽堂等に行ったことのある者の割合	<ul style="list-style-type: none"> 第1期計画期間中に指標の開発について検討し、中間評価に反映することを目指す。 																					
美術館、博物館、図書館等文化施設の入場者数・利用者数	<ul style="list-style-type: none"> 博物館・図書館 (単位:千人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>博物館</th> <th>図書館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>124,165</td> <td>171,355</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>122,831</td> <td>187,562</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>129,579</td> <td>181,364</td> </tr> </tbody> </table> <p>※博物館には、総合博物館、科学博物館、歴史博物館、美術博物館、野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館が含まれる。</p>		博物館	図書館	H19	124,165	171,355	H22	122,831	187,562	H26	129,579	181,364	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省「社会教育調査」 3年ごとに実施 								
	博物館	図書館																				
H19	124,165	171,355																				
H22	122,831	187,562																				
H26	129,579	181,364																				
文化芸術活動や文化施設の社会的投資効果	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術の社会的投资効果の評価の在り方について、第1期計画期間中に、調査研究を行う。 																					
我が国の芸術家人口の数	<ul style="list-style-type: none"> H17: 38万人 H22: 38万人 H27: 41万人(速報値) <p>※職業欄に「著述家」「彫刻家・画家・工芸美術家」「デザイナー」「写真家・映像撮影者」「音楽家」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省「国勢調査」 5年ごとに実施 																				

	「舞踏家・俳優・演出家・演芸家」のいずれかに該当すると記入した人の数の合計	
文化財の適切な修理の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の修理状況について定性的・質的に評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> (参考)文化財の所有者等が行った修理の件数 H26:798 H27:838 H28:878 文化庁
文化財の防災・防犯対策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の防災・防犯対策の実施状況について定性的・質的に評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> (参考)文化財の所有者等が行った防災・防犯対策の実施件数 H26:131 H27:129 H28:171 文化庁
歴史文化基本構想(域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画)や保存活用計画の策定件数	(戦略2参照)	(戦略2参照)
「あなたは、日常の言葉遣いや話し方、あるいは文章の書き方など、国語についてどの程度関心がありますか。」という質問に対し、「関心がある」と回答した者の割合	<ul style="list-style-type: none"> 関心があると回答した割合 H4:72.9% H12:73.1% H18:77.4% H22:81.1% <p>※H18とH22は、「…、言葉や言葉の使い方についてどの程度関心がありますか。」という質問。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化庁「国語に関する世論調査」 H29年度以降、毎年実施予定
「毎日使っている日本語を大切にしているか」という質問に対し、「大切にしている」と回答した者の割合	<ul style="list-style-type: none"> 大切にしていると回答した割合 H13:69.1% H20:76.7% H27:78.5% 	<ul style="list-style-type: none"> 文化庁「国語に関する世論調査」 H29年度以降、毎年実施予定
国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合	(戦略4参照)	(戦略4参照)
文化芸術産業の経済規模(文化GDP)	(戦略2参照)	(戦略2参照)

戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、更に複合領域等の文化の萌芽、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含む暮らしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業や市場（マーケット）の育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。

青色：アウトカム／無地：アウトプット

指標項目	現状・方向性	出典等
文化芸術産業の経済規模(文化GDP)	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究中。第1期計画期間中に指標の開発について検討し、中間評価に反映することを目指す。 H27: 文化 GDP 約 8.8 兆円(総GDP の約 1.8%。諸外国は3~4%) 《KPI》2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円(GDP 比3%程度)に拡大することを目指す。 ⇒ 2015 年: 8.8 兆円 (2014年: 8.7 兆円) 	<ul style="list-style-type: none"> 文化庁「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査研究事業」(株)ニッセイ基礎研究所委託) 文化産業: 美術・音楽・舞台芸術・文学、博物館・美術館、映画、写真、デザイン・サービス、その他(個人授業等)、放送、出版、レコード音楽、ゲーム、その他(遊技場・娯楽業等) 「未来投資戦略 2017」(平成 29 年6月閣議決定)
(参考) 文化芸術関係産業の市場規模 ① デジタルコンテンツの市場規模	H26: 7兆 8904 億円 H27: 7兆 9434 億円	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省監修「デジタルコンテンツ白書」 動画、静止画・テキスト、ゲーム、音楽・音声、複合型
② アニメーション市場規模	H24: 2,330 億円 H25: 2,428 億円 H26: 2,595 億円 H27: 2,792 億円 H28: 2,520 億円	<ul style="list-style-type: none"> (株)メディア開発総研発表資料 劇場用アニメ、アニメビデオソフト(セル／レンタル)、テレビアニメ、配信(PC, IPTV, スマートフォン・フィーチャーフォン向け) ※H27 より配信市場の算出方法を変更
③ マンガ販売金額	H26: 4,456 億円 H27: 4,437 億円 H28: 4,454 億円	<ul style="list-style-type: none"> (公社)全国出版協会 出版科学研究所「出版指標 年報」 単行本、雑誌、電子書籍
④ 映画の興行収入	H25: 1,942 億円	<ul style="list-style-type: none"> (社)日本映画製作者連盟資料

	H26:2,070 億円 H27:2,171 億円 H28:2,355 億円	
⑤ 音楽・音声収入	H23:13,341 億円 H24:13,639 億円 H25:13,252 億円 H26:13,367 億円 H26:13,861 億円	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済産業省監修「デジタルコンテンツ白書」
⑥ 国内の旅行消費額	H26:22.6 兆円 H27:25.5 兆円	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光庁「観光白書」 ● 日本人国内宿泊旅行、日本人国内日帰り旅行、日本人海外旅行(国内分)、訪日外国人旅行
国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合	(戦略4参照)	(戦略4参照)
歴史文化基本構想(域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画)や保存活用計画の策定件数	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史文化基本構想策定件数: 60 件(平成 29 年4月時点) ● 保存活用計画策定件数:903 件(平成 29 年6月時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁
文化遺産オンラインの訪問回数・登録件数	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問回数:約 172 万回(平成 28 年度) ● 登録件数:124,661 件(平成 29 年 12 月時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁
国立美術館、博物館の寄付金等の受入れ状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立美術館 H28 年度 847 百万円 ● 国立文化財機構 H28 年度 754 百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人国立美術館 第 16 期事業年度(平成 28 年度)財務諸表 ● 独立行政法人国立文化財機構 第 10 期事業年度(平成 28 年度)財務諸表

戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進への貢献

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

青色:アウトカム／無地:アウトプット

指標項目	現状・方向性	出典等										
文化プログラムの認証件数	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京 2020 文化オリンピアード:約 1,200 件 ● beyond2020 プログラム:約 3,200 件 ● 文化情報プラットフォームへの文化イベント掲載件数:約 3,400 件 ● ※すべて平成 30 年 1 月末日時点 	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京 2020 文化オリンピアード の認証件数:組織委員会 ● beyond2020 プログラムの認 証件数:内閣官房東京オリン ピック競技大会・東京パラリン ピック競技大会推進本部事務 局とりまとめ ● 文化情報プラットフォームの 掲載件数:文化庁 										
劇場、音楽堂等における多言語化対応の割合	<ul style="list-style-type: none"> ● 「施設の多言語化について、「対 応している」「一部のみ対応して いる」と回答した国公立劇場、音 楽堂等の割合 <p>H28 年度</p> <table border="1"> <tr> <td>国公立全体</td> <td>15.9%</td> </tr> <tr> <td>国立</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>45.5%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>27.2%</td> </tr> <tr> <td>市・特別区(30 万人以 上)</td> <td>28.3%</td> </tr> </table>	国公立全体	15.9%	国立	100%	都道府県	45.5%	政令市	27.2%	市・特別区(30 万人以 上)	28.3%	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁「劇場、音楽堂等の活 動状況に関する調査」(委託 実施主体(公社)全国公立文 化施設協会) ● 概ね毎年実施
国公立全体	15.9%											
国立	100%											
都道府県	45.5%											
政令市	27.2%											
市・特別区(30 万人以 上)	28.3%											
文化遺産保存修復等に関する国際協力の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化遺産保存修復等に関する国 際協力の状況について定性的・ 質的に評価を行う。 	(参考) <ul style="list-style-type: none"> ● 文化遺産保護に関する人材 養成研修等のために派遣し た人数:185 人(平成 28 年度) ● 文化遺産保護に関する人材 養成研修等に海外から参加・ 招へいした人数:875 人(平成 28 年度) 										
(参考)訪日外国人数	<ul style="list-style-type: none"> ● H23: 622 万人 ● H27: 1974 万人 ● H28: 2404 万人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本政府観光局(JNTO) ● 毎月実施 										
(参考)訪日外国人が訪日前に期待していたこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪日外国人が訪日前に期待して いたこと(20 項目から複数回答) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光庁「訪日外国人消費動 向調査 平成 28 年年次報告 										

	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本食を食べること</td><td>71.2</td></tr> <tr><td>自然・景勝地観光</td><td>47.9</td></tr> <tr><td>日本の歴史・伝統文化体験</td><td>16.8</td></tr> <tr><td>美術館・博物館</td><td>13.9</td></tr> <tr><td>日本のポップカルチャーを楽しむ</td><td>10.4</td></tr> <tr><td>映画・アニメ縁の地を訪問</td><td>4.9</td></tr> <tr><td>舞台鑑賞</td><td>4.4</td></tr> </tbody> </table>	(%)		日本食を食べること	71.2	自然・景勝地観光	47.9	日本の歴史・伝統文化体験	16.8	美術館・博物館	13.9	日本のポップカルチャーを楽しむ	10.4	映画・アニメ縁の地を訪問	4.9	舞台鑑賞	4.4	書」
(%)																		
日本食を食べること	71.2																	
自然・景勝地観光	47.9																	
日本の歴史・伝統文化体験	16.8																	
美術館・博物館	13.9																	
日本のポップカルチャーを楽しむ	10.4																	
映画・アニメ縁の地を訪問	4.9																	
舞台鑑賞	4.4																	
日本を留学先として選んだ理由(複数回答)として、「日本語・日本文化を勉強したかったため」と回答した割合	<ul style="list-style-type: none"> ● H23: 49.6% H25: 45.1% H27: 47.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ● (独)日本学生支援機構「私費外国人留学生生活実態調査」 ● 2年ごとに実施 ● 対象: 大学(大学院含む), 短期大学, 専修学校(専門課程), 準備教育機関及び日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生 																
在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合	<ul style="list-style-type: none"> ● 在留外国人数に占める日本語学習者数の割合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26末</td><td style="text-align: center;">8.2%</td></tr> <tr><td>H27末</td><td style="text-align: center;">8.6%</td></tr> <tr><td>H28末</td><td style="text-align: center;">9.1%</td></tr> </tbody> </table> 		割合	H26末	8.2%	H27末	8.6%	H28末	9.1%	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁「日本語教育実態調査」 ● 法務省「在留外国人統計」 ● 日本語教育実施機関・施設等: 大学等機関, 地方公共団体・教育委員会, 国際交流協会, 法務省告示機関・任意団体等 ● 毎年実施 								
	割合																	
H26末	8.2%																	
H27末	8.6%																	
H28末	9.1%																	
国内外の日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の増加割合	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語学習者数の増加率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">人数</th><th style="text-align: center;">増加率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26末</td><td style="text-align: center;">174,359</td><td></td></tr> <tr><td>H27末</td><td style="text-align: center;">191,753</td><td style="text-align: center;">+11.2%</td></tr> <tr><td>H28末</td><td style="text-align: center;">217,881</td><td style="text-align: center;">+13.6%</td></tr> </tbody> </table> ● 海外における日本語学習者数の推移 平成21年 3,651,232人 平成24年 3,985,669人 +9.2% 平成27年 3,655,024人 -8.3% 		人数	増加率	H26末	174,359		H27末	191,753	+11.2%	H28末	217,881	+13.6%	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁「日本語教育実態調査」 ● 日本語教育実施機関・施設等: 大学等機関, 地方公共団体・教育委員会, 国際交流協会, 法務省告示機関・任意団体等 ● 每年実施 ● 国際交流基金「海外日本語教育機関調査」 ● 日本語教育実施機関・施設等: 初等・中等・高等教育機関, 民間日本語学校等 ● 3年ごとに実施 				
	人数	増加率																
H26末	174,359																	
H27末	191,753	+11.2%																
H28末	217,881	+13.6%																

日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語教師養成・研修講座の受講者数 H27: 26,241 人 H28: 29,267 人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁「日本語教育実態調査」 ● 日本語教師養成・研修実施機関・施設等: 大学等機関, 地方公共団体・教育委員会, 国際交流協会, 法務省告示機関・任意団体等 ● 毎年実施
文化芸術産業の経済規模(文化GDP)	(戦略2参照)	(戦略2参照)

戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

青色:アウトカム／無地:アウトプット

指標項目	現状・方向性			出典等																																															
国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鑑賞活動</th> <th>鑑賞活動以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>50.9%</td> <td>16.4%</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>62.8%</td> <td>23.7%</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>59.2%</td> <td>28.1%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 《KPI》2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。 過去1年間の「趣味・娯楽」行動における、文化芸術関連の状況 		鑑賞活動	鑑賞活動以外	H15	50.9%	16.4%	H21	62.8%	23.7%	H28	59.2%	28.1%		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府「文化に関する世論調査」 対象:18歳以上(平成21年度以前:20歳以上) 平成28年、平成21年、平成15年、平成8年、昭和62年実施 「日本再興戦略2016」(平成28年6月閣議決定) 																																			
	鑑賞活動	鑑賞活動以外																																																	
H15	50.9%	16.4%																																																	
H21	62.8%	23.7%																																																	
H28	59.2%	28.1%																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動関連</th> <th>行動者率(%)</th> <th>平均行動日数(日/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「美術鑑賞」</td> <td>19.4</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>「演芸・演劇・舞踊鑑賞」</td> <td>14.5</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>「映画館での映画鑑賞」</td> <td>39.6</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」</td> <td>10.1</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるボビュラーミュージック鑑賞」</td> <td>13.7</td> <td>9.7</td> </tr> </tbody> </table>	鑑賞活動関連	行動者率(%)	平均行動日数(日/年)	「美術鑑賞」	19.4	6.8	「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	14.5	7.3	「映画館での映画鑑賞」	39.6	6.0	「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	10.1	7.7	「音楽会などによるボビュラーミュージック鑑賞」	13.7	9.7		<ul style="list-style-type: none"> 総務省「社会生活基本調査」 5年に1回(直近は平成28年) 10歳以上 																														
鑑賞活動関連	行動者率(%)	平均行動日数(日/年)																																																	
「美術鑑賞」	19.4	6.8																																																	
「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	14.5	7.3																																																	
「映画館での映画鑑賞」	39.6	6.0																																																	
「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	10.1	7.7																																																	
「音楽会などによるボビュラーミュージック鑑賞」	13.7	9.7																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動以外</th> <th>行動者率(%)</th> <th>平均行動日数(日/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「楽器の演奏」</td> <td>10.9</td> <td>66.3</td> </tr> <tr> <td>「邦楽」</td> <td>2.9</td> <td>74.8</td> </tr> <tr> <td>「コーラス・声楽」</td> <td>2.8</td> <td>45.2</td> </tr> <tr> <td>「邦舞・おどり」</td> <td>1.6</td> <td>39.4</td> </tr> <tr> <td>「洋舞・社交ダンス」</td> <td>1.4</td> <td>70.0</td> </tr> <tr> <td>「書道」</td> <td>4.1</td> <td>35.7</td> </tr> <tr> <td>「華道」</td> <td>1.8</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>「茶道」</td> <td>1.6</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>「和裁・洋裁」</td> <td>6.4</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>「編み物・手芸」</td> <td>10.6</td> <td>33.6</td> </tr> <tr> <td>「趣味としての料理・菓子作り」</td> <td>17.8</td> <td>23.9</td> </tr> <tr> <td>「園芸・庭いじり・ガーデニング」</td> <td>25.7</td> <td>57.5</td> </tr> <tr> <td>「絵画・彫刻の制作」</td> <td>3.5</td> <td>41.2</td> </tr> <tr> <td>「陶芸・工芸」</td> <td>2.2</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>「詩・和歌・俳句・小説などの創作」</td> <td>2.5</td> <td>50.2</td> </tr> </tbody> </table>	鑑賞活動以外	行動者率(%)	平均行動日数(日/年)	「楽器の演奏」	10.9	66.3	「邦楽」	2.9	74.8	「コーラス・声楽」	2.8	45.2	「邦舞・おどり」	1.6	39.4	「洋舞・社交ダンス」	1.4	70.0	「書道」	4.1	35.7	「華道」	1.8	23.0	「茶道」	1.6	23.1	「和裁・洋裁」	6.4	26.5	「編み物・手芸」	10.6	33.6	「趣味としての料理・菓子作り」	17.8	23.9	「園芸・庭いじり・ガーデニング」	25.7	57.5	「絵画・彫刻の制作」	3.5	41.2	「陶芸・工芸」	2.2	22.3	「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	2.5	50.2		
鑑賞活動以外	行動者率(%)	平均行動日数(日/年)																																																	
「楽器の演奏」	10.9	66.3																																																	
「邦楽」	2.9	74.8																																																	
「コーラス・声楽」	2.8	45.2																																																	
「邦舞・おどり」	1.6	39.4																																																	
「洋舞・社交ダンス」	1.4	70.0																																																	
「書道」	4.1	35.7																																																	
「華道」	1.8	23.0																																																	
「茶道」	1.6	23.1																																																	
「和裁・洋裁」	6.4	26.5																																																	
「編み物・手芸」	10.6	33.6																																																	
「趣味としての料理・菓子作り」	17.8	23.9																																																	
「園芸・庭いじり・ガーデニング」	25.7	57.5																																																	
「絵画・彫刻の制作」	3.5	41.2																																																	
「陶芸・工芸」	2.2	22.3																																																	
「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	2.5	50.2																																																	

	<table border="1"> <tr><td>「囲碁」</td><td>1.2</td><td>59.9</td></tr> <tr><td>「将棋」</td><td>3.2</td><td>27.6</td></tr> </table>	「囲碁」	1.2	59.9	「将棋」	3.2	27.6																																																																									
「囲碁」	1.2	59.9																																																																														
「将棋」	3.2	27.6																																																																														
子供の文化芸術活動の参加割合	<ul style="list-style-type: none"> ● 鑑賞活動・鑑賞活動以外への参加割合(18~19歳)(%) <table border="1"> <tr><th></th><th>鑑賞活動</th><th>鑑賞活動以外</th></tr> <tr><td>H28</td><td>69.4</td><td>27.8</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 過去1年間の「趣味・娯楽」行動における、文化芸術関連の10歳~19歳の行動者率(%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動関連</th> <th>10~14歳</th> <th>15~19歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>「美術鑑賞」</td><td>15.5</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>「演芸・演劇・舞踊鑑賞」</td><td>13.4</td><td>16.6</td></tr> <tr><td>「映画館での映画鑑賞」</td><td>71.5</td><td>69.7</td></tr> <tr><td>「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」</td><td>14.8</td><td>11.5</td></tr> <tr><td>「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」</td><td>11.8</td><td>16.4</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動以外</th> <th>10~14歳</th> <th>15~19歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>「楽器の演奏」</td><td>32.6</td><td>24.2</td></tr> <tr><td>「邦楽」</td><td>3.7</td><td>5.9</td></tr> <tr><td>「コーラス・声楽」</td><td>7.3</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>「邦舞・おどり」</td><td>4.6</td><td>3.7</td></tr> <tr><td>「洋舞・社交ダンス」</td><td>2.5</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>「書道」</td><td>21.6</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>「華道」</td><td>1.0</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>「茶道」</td><td>2.3</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>「和裁・洋裁」</td><td>5.7</td><td>3.7</td></tr> <tr><td>「編み物・手芸」</td><td>14.9</td><td>8.7</td></tr> <tr><td>「趣味としての料理・菓子作り」</td><td>27.5</td><td>26.1</td></tr> <tr><td>「園芸・庭いじり・ガーデニング」</td><td>6.8</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>「絵画・彫刻の制作」</td><td>10.2</td><td>7.1</td></tr> <tr><td>「陶芸・工芸」</td><td>4.6</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>「詩・和歌・俳句・小説などの創作」</td><td>4.3</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>「囲碁」</td><td>1.8</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>「将棋」</td><td>11.1</td><td>5.3</td></tr> </tbody> </table>		鑑賞活動	鑑賞活動以外	H28	69.4	27.8	鑑賞活動関連	10~14歳	15~19歳	「美術鑑賞」	15.5	15.0	「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	13.4	16.6	「映画館での映画鑑賞」	71.5	69.7	「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	14.8	11.5	「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	11.8	16.4	鑑賞活動以外	10~14歳	15~19歳	「楽器の演奏」	32.6	24.2	「邦楽」	3.7	5.9	「コーラス・声楽」	7.3	5.5	「邦舞・おどり」	4.6	3.7	「洋舞・社交ダンス」	2.5	2.3	「書道」	21.6	8.4	「華道」	1.0	0.9	「茶道」	2.3	2.7	「和裁・洋裁」	5.7	3.7	「編み物・手芸」	14.9	8.7	「趣味としての料理・菓子作り」	27.5	26.1	「園芸・庭いじり・ガーデニング」	6.8	3.0	「絵画・彫刻の制作」	10.2	7.1	「陶芸・工芸」	4.6	2.0	「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	4.3	4.4	「囲碁」	1.8	1.0	「将棋」	11.1	5.3	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣府「文化に関する世論調査」 ● 対象:18歳以上 ● 平成28年実施 <ul style="list-style-type: none"> ● 総務省「社会生活基本調査」 ● 5年に1回(直近は平成28年) <p>10歳以上</p>
	鑑賞活動	鑑賞活動以外																																																																														
H28	69.4	27.8																																																																														
鑑賞活動関連	10~14歳	15~19歳																																																																														
「美術鑑賞」	15.5	15.0																																																																														
「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	13.4	16.6																																																																														
「映画館での映画鑑賞」	71.5	69.7																																																																														
「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	14.8	11.5																																																																														
「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	11.8	16.4																																																																														
鑑賞活動以外	10~14歳	15~19歳																																																																														
「楽器の演奏」	32.6	24.2																																																																														
「邦楽」	3.7	5.9																																																																														
「コーラス・声楽」	7.3	5.5																																																																														
「邦舞・おどり」	4.6	3.7																																																																														
「洋舞・社交ダンス」	2.5	2.3																																																																														
「書道」	21.6	8.4																																																																														
「華道」	1.0	0.9																																																																														
「茶道」	2.3	2.7																																																																														
「和裁・洋裁」	5.7	3.7																																																																														
「編み物・手芸」	14.9	8.7																																																																														
「趣味としての料理・菓子作り」	27.5	26.1																																																																														
「園芸・庭いじり・ガーデニング」	6.8	3.0																																																																														
「絵画・彫刻の制作」	10.2	7.1																																																																														
「陶芸・工芸」	4.6	2.0																																																																														
「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	4.3	4.4																																																																														
「囲碁」	1.8	1.0																																																																														
「将棋」	11.1	5.3																																																																														
高齢者の文化芸術活動の参加割合	<ul style="list-style-type: none"> ● 鑑賞活動への参加割合(%) <table border="1"> <tr><th></th><th>60歳~</th><th>70歳以上</th></tr> <tr><td>H15</td><td>48.5</td><td>38.5</td></tr> <tr><td>H21</td><td>59.8</td><td>43.2</td></tr> <tr><td>H28</td><td>55.7</td><td>45.4</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 鑑賞活動以外への参加割合(%) <table border="1"> <tr><th></th><th>60歳~</th><th>70歳以上</th></tr> <tr><td>H15</td><td>18.4</td><td>16.5</td></tr> <tr><td>H21</td><td>26.1</td><td>20.1</td></tr> <tr><td>H28</td><td>24.9</td><td>31.7</td></tr> </table>		60歳~	70歳以上	H15	48.5	38.5	H21	59.8	43.2	H28	55.7	45.4		60歳~	70歳以上	H15	18.4	16.5	H21	26.1	20.1	H28	24.9	31.7	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣府「文化に関する世論調査」 ● 対象:18歳以上(平成21年度以前:20歳以上) ● 平成28年, 平成21年, 平成15年, 平成8年, 昭和62年実施 																																																						
	60歳~	70歳以上																																																																														
H15	48.5	38.5																																																																														
H21	59.8	43.2																																																																														
H28	55.7	45.4																																																																														
	60歳~	70歳以上																																																																														
H15	18.4	16.5																																																																														
H21	26.1	20.1																																																																														
H28	24.9	31.7																																																																														

	<ul style="list-style-type: none"> 過去1年間の「趣味・娯楽」行動における、文化芸術関連の状況について、65歳以上の行動者率(%) 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省「社会生活基本調査」 5年に1回(直近は平成28年) 10歳以上 																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動関連</th> <th>65～ 69歳</th> <th>70～ 74歳</th> <th>75歳 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「美術鑑賞」</td> <td>23.1</td> <td>20.9</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>「演芸・演劇・舞踊鑑賞」</td> <td>16.7</td> <td>15.9</td> <td>10.1</td> </tr> <tr> <td>「映画館での映画鑑賞」</td> <td>25.7</td> <td>19.7</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」</td> <td>11.3</td> <td>11.2</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」</td> <td>13.7</td> <td>12.5</td> <td>7.1</td> </tr> </tbody> </table>	鑑賞活動関連	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 ～	「美術鑑賞」	23.1	20.9	11.5	「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	16.7	15.9	10.1	「映画館での映画鑑賞」	25.7	19.7	8.8	「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	11.3	11.2	7.3	「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	13.7	12.5	7.1																																																	
鑑賞活動関連	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 ～																																																																							
「美術鑑賞」	23.1	20.9	11.5																																																																							
「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	16.7	15.9	10.1																																																																							
「映画館での映画鑑賞」	25.7	19.7	8.8																																																																							
「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	11.3	11.2	7.3																																																																							
「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	13.7	12.5	7.1																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動以外</th> <th>65～ 69歳</th> <th>70～ 74歳</th> <th>75歳 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「楽器の演奏」</td> <td>6.4</td> <td>5.5</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>「邦楽」</td> <td>1.9</td> <td>2.2</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>「コーラス・声楽」</td> <td>3.2</td> <td>4.2</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>「邦舞・おどり」</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>「洋舞・社交ダンス」</td> <td>2.1</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>「書道」</td> <td>3.6</td> <td>4.1</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>「華道」</td> <td>3.1</td> <td>3.4</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>「茶道」</td> <td>1.9</td> <td>2.0</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>「和裁・洋裁」</td> <td>9.0</td> <td>8.5</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>「編み物・手芸」</td> <td>14.0</td> <td>12.0</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>「趣味としての料理・菓子作り」</td> <td>12.9</td> <td>10.5</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>「園芸・庭いじり・ガーデニング」</td> <td>44.6</td> <td>45.3</td> <td>32.7</td> </tr> <tr> <td>「絵画・彫刻の制作」</td> <td>3.5</td> <td>4.2</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>「陶芸・工芸」</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>「詩・和歌・俳句・小説などの創作」</td> <td>2.6</td> <td>3.1</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>「囲碁」</td> <td>1.5</td> <td>2.4</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>「将棋」</td> <td>2.6</td> <td>2.5</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table>	鑑賞活動以外	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 ～	「楽器の演奏」	6.4	5.5	3.4	「邦楽」	1.9	2.2	1.9	「コーラス・声楽」	3.2	4.2	3.8	「邦舞・おどり」	1.5	2.0	1.7	「洋舞・社交ダンス」	2.1	2.0	1.5	「書道」	3.6	4.1	3.5	「華道」	3.1	3.4	1.8	「茶道」	1.9	2.0	1.7	「和裁・洋裁」	9.0	8.5	6.7	「編み物・手芸」	14.0	12.0	8.9	「趣味としての料理・菓子作り」	12.9	10.5	6.1	「園芸・庭いじり・ガーデニング」	44.6	45.3	32.7	「絵画・彫刻の制作」	3.5	4.2	2.9	「陶芸・工芸」	2.2	2.2	1.2	「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	2.6	3.1	3.3	「囲碁」	1.5	2.4	2.7	「将棋」	2.6	2.5	1.9	
鑑賞活動以外	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 ～																																																																							
「楽器の演奏」	6.4	5.5	3.4																																																																							
「邦楽」	1.9	2.2	1.9																																																																							
「コーラス・声楽」	3.2	4.2	3.8																																																																							
「邦舞・おどり」	1.5	2.0	1.7																																																																							
「洋舞・社交ダンス」	2.1	2.0	1.5																																																																							
「書道」	3.6	4.1	3.5																																																																							
「華道」	3.1	3.4	1.8																																																																							
「茶道」	1.9	2.0	1.7																																																																							
「和裁・洋裁」	9.0	8.5	6.7																																																																							
「編み物・手芸」	14.0	12.0	8.9																																																																							
「趣味としての料理・菓子作り」	12.9	10.5	6.1																																																																							
「園芸・庭いじり・ガーデニング」	44.6	45.3	32.7																																																																							
「絵画・彫刻の制作」	3.5	4.2	2.9																																																																							
「陶芸・工芸」	2.2	2.2	1.2																																																																							
「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	2.6	3.1	3.3																																																																							
「囲碁」	1.5	2.4	2.7																																																																							
「将棋」	2.6	2.5	1.9																																																																							
障害者の文化芸術活動の参加割合	<ul style="list-style-type: none"> 第1期計画期間中に指標の開発について検討し、中間評価に反映することを目指す。 																																																																									
在留外国人の文化芸術活動の参加割合	<ul style="list-style-type: none"> 第1期計画期間中に指標の開発について検討し、中間評価に反映することを目指す。 																																																																									
劇場、音楽堂等における多言語化対応の割合	(戦略3参照)	(戦略3参照)																																																																								
地域の文化的な環境の満足度(文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝	<ul style="list-style-type: none"> 住んでいる地域での文化的な環境に満足しているかきいたところ、「満足している」とする者の割合 <p>H28:53.6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府「文化に関する世論調査」 対象:18歳以上(平成21年度以前:20歳以上) 																																																																								

統的町並みの保存・整備等)	H21:52.1%	● 平成 28 年、平成 21 年実施
在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合	(戦略3参照)	(戦略3参照)
日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の増加割合	(戦略3参照)	(戦略3参照)
日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数	(戦略3参照)	(戦略3参照)
文化芸術産業の経済規模(文化 GDP)	(戦略2参照)	(戦略2参照)

戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

青色：アウトカム／無地：アウトプット

指標項目	現状・方向性	出典等								
地方公共団体における文化財を担当する専門的な職員	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な職員が活躍している状況について、事例等をまじえて質的・定性的に評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化庁 								
文化施設における専門的人材	<ul style="list-style-type: none"> 文化施設(劇場、音楽等、美術館、博物館等)における専門的人材について、事例等をまじえて質的・定性的に評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化庁 								
劇場、音楽堂等の管理職における専門的人材の男女比率、舞台技術職員の年齢層	<ul style="list-style-type: none"> 国公立劇場、音楽堂等の管理職における女性比率(H28) 館長等運営全体の責任者：21.0% 舞台監督等芸術に関する責任者：20.1% 国公立劇場、音楽堂等の年齢層別舞台技術職員数(H28) <table border="1" data-bbox="682 1156 1008 1403"> <tr> <td>29歳以下</td> <td>0.54人</td> </tr> <tr> <td>30歳～59歳</td> <td>1.77人</td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td>1.22人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.53人</td> </tr> </table> 	29歳以下	0.54人	30歳～59歳	1.77人	60歳以上	1.22人	計	3.53人	<ul style="list-style-type: none"> 文化庁「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査」(委託実施主体(公社)全国公立文化施設協会) 概ね毎年実施
29歳以下	0.54人									
30歳～59歳	1.77人									
60歳以上	1.22人									
計	3.53人									
文化芸術団体におけるアートマネジメント人材	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術団体におけるマネジメント人材について、事例等をまじえて質的・定性的に評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化庁 								
日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数	(戦略3参照)	(戦略3参照)								
文化芸術産業の経済規模(文化GDP)	(戦略2参照)	(戦略2参照)								

戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働を推進するプラットフォーム(関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み)を形成する。

青色:アウトカム／無地:アウトプット

指標項目	現状・方向性	出典等
地域の文化的な環境の満足度(文化芸術の鑑賞機会や文化財・伝統的町並みの保存・整備等)	(戦略4参照)	(戦略4参照)
2020年までに創造都市ネットワーク日本(CCNJ)の加盟自治体数	<ul style="list-style-type: none"> H27:70 自治体・23 団体 H28:88 自治体・35 団体 H29:96 自治体・36 団体 	<ul style="list-style-type: none"> 文化庁 創造都市ネットワーク(CCNJ): 文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興、地域活性化等の取組を推進する地方自治体等、多様な主体を支援するとともに、国内及び世界の創造都市間の連携・交流を促進するためのプラットフォーム。
地方公共団体における、文化芸術に関する条例数、指針(計画)の策定数	<ul style="list-style-type: none"> 条例(H27 年度) 29 県、20 政令市・中核市、90 市(政令市・中核市以外) 指針(H27 年度) 38 県、48 政令市・中核市、178 市(政令市・中核市以外) 	<ul style="list-style-type: none"> 文化庁「地方における文化行政の状況について」 毎年実施
文化芸術に関するボランティア数	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動行動者率(全体) H23:26.3%, H28:26.0% スポーツ・文化・芸術・学術に関する活動 H23: 3.5%, H28: 3.7% 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省「社会生活基本調査」 5年に1回(直近は平成 28 年) 10 歳以上
国民の文化活動への寄付活動を行う割合	<ul style="list-style-type: none"> H21:9.1% H28:9.6% 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府「文化に関する世論調査」 対象:18 歳以上 平成 28 年、平成 21 年、平成 15 年、平成8年、昭和 62 年実施
寄付金の受入れ状況(全体及び対	<ul style="list-style-type: none"> 第1期計画期間中に、助成した 	

公的資金)	団体等についての状況を調査することについて検討し、中間評価に反映することを目指す。	
国立美術館、博物館の寄付金等の受入れ状況	(戦略2参照)	(戦略2参照)
文化芸術産業の経済規模(文化GDP)	(戦略2参照)	(戦略2参照)

文化芸術政策に係るその他の主な中長期的課題について

以下の事項については、第1期文化芸術推進基本計画に盛り込む事項ではないが、今後第1期基本計画期間中に必要に応じて調査研究等を実施しつつ検討すべきとされた中長期的な課題である。これらの事項については、第1期の基本計画策定後、文化審議会文化政策部会を中心に、第1期基本計画のフォローアップや中間評価を実施する中で、関係者と意見交換等をしつつ、引き続き審議していくことが必要である。

- ・望ましい文化政策を企画立案・評価するためには、文化芸術に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等文化政策の基礎となる調査研究を充実していくべきではないか。
- ・文化庁の政策立案機能を強化する観点から、芸術文化の振興に関する課題について議論する場を設けることはできないか。
- ・義務教育期間中の鑑賞活動について、分野・場所・実施主体などの観点から現状を把握すべきではないか。
- ・少子高齢化等の昨今の社会変化は文化芸術分野の人材育成にも影響を与えており、特に文化芸術の現場において文化芸術の専門的人材の常勤職を増やすしていくこと等について課題が多数生じており、改善方策を検討する必要があるのではないか。
- ・文化芸術関係の独立行政法人については、文化政策の執行機関として期待される役割をこれまで以上に果たすよう、専門的人材の確保など必要な措置を行った上で、文化庁と適切な役割分担を行うことが重要ではないか。特に、独立行政法人日本芸術文化振興会については、文化芸術への助成をより有効に行うため、専門的な助言・審査・評価等の機能をより強化していくべきではないか。例えば、全国での実演芸術活動を充実するとともに、文化財の保存活用、美術の展示、劇場等における公演、映画祭等の活動などに対する助成や文化芸術団体に対する活動助成を継続性・実効性あるものとすることが重要ではないか。
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会の助成部門については、中期的な調査研究・政策提言機能も含め、全国的な「日本版アーツ・カウンシル」としてふさわしい人員の強化など機能強化を図る必要があるのではないか。

- ・芸術文化振興基金については、効果的な助成の在り方についても検討すべきではないか。
- ・既存の財源と異なる文化推進のための新たな財源の工夫についても検討すべきではないか。
- ・東京国立近代美術館の一部門であるフィルムセンターについては、映画振興を図る観点から、独立した専門機関としていくことも視野に入れつつ、継続的な機能と人員の強化を図る必要があるのではないか。
- ・諸外国においては、文化芸術が人々の教育や健康等に与える好ましい社会的影響を考慮して、高齢者や子供へのアウトリーチ等様々な文化芸術活動が行われているところであり、文化芸術活動や文化施設等の社会的投資効果など、社会的影響の数値評価の在り方について調査研究等を行うべきではないか。
- ・文化芸術基本法を踏まえ、諸外国で行われている「1%フォー・アーツ」の考え方、すなわち、景観に配慮し、建物に芸術的な要素を取り入れたり、建物に文化芸術作品を展示することなどが普及することは意義あることではないか。

29 庁房第117号

平成29年諮問第57号

文化審議会

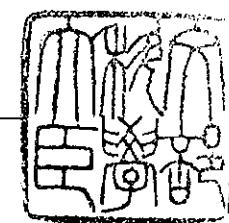
次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な在り方について

—「文化芸術推進基本計画（第1期）」の策定に向けて—

平成29年6月21日

文部科学大臣 松野博



(理由)

先の通常国会において、文化芸術振興基本法（以下「振興基本法」）が改正されました。

今回の改正の背景には、法律の制定からおよそ 16 年が経過し、我が国の少子高齢化やグローバル化の急速な進展など社会の状況が大きく変化する中で、文化芸術が、それ自体の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い関連分野（以下「関連分野」）との連携を視野に入れた総合的な施策の展開を求められるようになったことがあげられます。

また、2020 年（平成 32 年）の東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会は、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機でもあり、2020 年及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題となっています。

こうしたことから、昨年（平成 28 年）11 月、文化審議会から「文化芸術立国 の実現を加速する文化政策（答申）－「新・文化庁」を目指す機能強化と 2020 年以降への遺産（レガシー）創出に向けた緊急提言」を頂き、その後、振興基本法が改正されたところです。

今回の振興基本法の改正の趣旨は、上述の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものであり、その主な内容は次の通りです。

第一に、文化芸術の振興にとどまらず、関連分野の施策をも対象に取り込んだことに伴い、法律の題名を「文化芸術基本法」（以下「基本法」）に改めるとともに、文化芸術に関する施策（以下「文化芸術施策」）の推進に当たっては、文化芸術の振興の関連分野の施策（以下「関連施策」）との有機的な連携が図られるよう配慮することとしたことです。

第二に、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、従来の文化芸術の振興に関する基本的な方針に代えて「文化芸術推進基本計画」を定めるとともに、地方公共団体においては、同計画を参照して、その地方の実情に即した「地

方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとしたことです。

第三に、「文化芸術に関する基本的施策」を拡充し、食文化や芸術祭、人材育成、高齢者・障害者の支援等を追加したことです。

第四に、文化芸術施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、「文化芸術推進会議」を設け、関係行政機関相互の連絡調整を行うものとしたことです。

第五に、文化芸術施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしたことです。

今後、この法改正に基づき、文化芸術施策を総合的かつ計画的に進めるため、基本法第7条に基づく第一期の「文化芸術推進基本計画」の策定を念頭に、「文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な在り方」について諮問を行うものであります。

これまでの四次にわたる「文化芸術の振興に関する基本的な方針」やこれまでの文化審議会の答申の中にも、既に新しい基本計画の種が示されていることから、これらにも留意しながら、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

1. 文化芸術施策の推進に当たっての望ましい体系の在り方について

第一に、文化芸術施策の推進に当たっての望ましい体系の在り方についてです。

文化芸術施策の効果的な推進に当たって、どのようなまとまりや体系のもので、計画を立て、実施していくことが望ましいか、について、大所高所から御議論いただくとともに、それに基づく文化施策の推進体制の在り方について御検討願います。

その際、これから文化庁や文化行政に求められる機能強化や文化庁の京都への全面的な移転にも御配慮いただくとともに、新たに法律に規定された関係省庁の関連施策の位置付け、計画の進捗状況を確認するための適切な目標や指標等の設定など計画策定に当たって留意すべき点についても御審議願います。

2. 新たに追加された「文化芸術に関する基本的な施策」の推進について

第二に、新たに追加された「文化芸術に関する基本的な施策」の推進についてです。

これまで振興基本法に基づく基本方針で取り扱われてきた文化芸術分野に加え、今回の法改正で新たに盛り込まれた、食文化や芸術祭、人材育成、高齢者・障害者の支援の拡充などに関し、その振興策を御議論いただくとともに、これらも含めた文化芸術振興施策と、その関連施策との有機的な連携をいかに高めていくか、について御審議願います。

また、文化芸術の振興・活用により、より良い社会・経済をつくりあげていくとともに、こうした過程において生み出される様々な価値を文化芸術の継承・発展・創造につなげていく、という好循環をどのようにつくっていくか、についても、御議論願います。

3. 2020年及び2020年以降を見据えた遺産（レガシー）の創出について

第三に、2020年及び2020年以降を見据えた遺産（レガシー）の創出についてです。

政府においては、2020年までを文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向けて取組を推進することとされています。

また、振興基本法に基づく基本方針は、その期間は5年程度とされてきましたが、その場合、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックまでとその後とでは、文化芸術を取り巻く環境や持つべき目標等も大きく変わることも予想されます。

こうした点について、どのような形で文化芸術推進基本計画を策定していくべきかについて、御議論をお願いします。

以上3点を中心に御審議をお願いいたしますが、このほか、「経済財政運営と改革の基本方針2017」など既に政府で決定されている文化芸術施策に関する事項にも留意しながら、今秋を目途に中間報告、年度内を目途に答申することを目指して、幅広く御検討をお願いいたします。

第17期文化審議会委員名簿

(平成29年12月27日現在)

いしいえりこ 石井恵理子	東京女子大学教授
いとうすけろう 伊東祐郎	東京外国语大学大学院教授・副学長・附属図書館長
いわさきまさみ 岩崎まさみ	北海学園大学客員教授
おおぶちてつや 大渕哲也	東京大学大学院教授
おきもりたくや 沖森卓也	立教大学教授
かめいのぶお 亀井伸雄	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所長
くまくらすみこ 熊倉純子	東京藝術大学教授
こもだはるこ 薦田治子	武蔵野音楽大学教授
こんのみさこ 紺野美沙子	女優、国連開発計画親善大使
さとうまこと 佐藤信	東京大学大学院教授
しのだあきら 篠田昭	新潟市長
どうがうちまさと 道垣内正人	早稲田大学法科大学院教授、東京大学名誉教授、弁護士
ふじいけいすけ 藤井恵介	東京大学大学院教授
まつだあきら 松田陽	東京大学准教授
まぶちあきこ 馬渕明子	独立行政法人国立美術館、国立西洋美術館長
みやざきのりこ 宮崎法子	実践女子大学教授
やすみりえ 湯浅真奈美	川柳作家
ゆあさまなみ 渡辺俊幸	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長 作曲家、一般社団法人日本音楽著作権協会理事、洗足学園音楽大学教授

※任期は平成29年4月1日～平成30年3月31日の1年間

※文化功労者選考分科会分属の委員は除く

文化審議会第15期文化政策部会委員

(平成29年8月29日現在)

赤坂 憲雄	学習院大学教授、福島県立博物館長
秋元 雄史	東京藝術大学大学美術館館長・教授
石田 麻子	昭和音楽大学教授
亀井 伸雄	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所長
河島 伸子	同志社大学教授
川村 元氣	映画プロデューサー、小説家
熊倉 純子	東京藝術大学教授
紺野美沙子	女優、国連開発計画親善大使
佐々木雅幸	同志社大学特別客員教授
篠田 昭	新潟市長
柴田 英杞	公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー、北九州市顧問・アーツディレクター
田辺 昌子	千葉市美術館副館長兼学芸課長
鳥井 信吾	サントリーホールディングス株式会社代表取締役副会長
仲道 郁代	ピアニスト、桐朋学園大学教授、一般財団法人地域創造理事
中村 時藏	歌舞伎俳優
名越 章浩	NHK解説委員
長谷川祐子	東京都現代美術館参事、東京藝術大学大学院教授
本郷 寛	彫刻家、東京藝術大学教授
松田 陽	東京大学准教授
馬渢 明子	独立行政法人国立美術館、国立西洋美術館長
三好 勝則	アーツカウンシル東京機構長
山出 淳也	NPO法人BEPPU PROJECT代表理事
大和 滋	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会参与、文化芸術推進フォーラム事務局長
湯浅真奈美	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長
吉本 光宏	株式会社ニッセイ基礎研究所研究理事

※任期は平成29年4月1日～平成30年3月31日の1年間

※文化功労者選考分科会分属の委員は除く

文化審議会第15期文化政策部会 基本計画ワーキング・グループ名簿

(平成29年7月現在)

熊倉 純子 東京藝術大学教授

佐々木雅幸 同志社大学特別客員教授

柴田 英杞 公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー、北九州市顧問・アーツディレクター

松田 陽 東京大学准教授

三好 勝則 アーツカウンシル東京機構長

山出 淳也 NPO法人BEPPU PROJECT代表理事

大和 滋 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会参与、文化芸術推進フォーラム事務局長

湯浅真奈美 ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長

吉本 光宏 株式会社ニッセイ基礎研究所研究理事

文化審議会第15期文化政策部会 舞台芸術ワーキング・グループ委員

石田 麻子	昭和音楽大学教授
小山 久美	公益財団法人スターダンサーズ・バレエ団常務理事
栗原 良明	宝塚歌劇団制作部部長企画室長
桑原 浩	公益社団法人日本オーケストラ連盟常務理事・事務局長
柴田 英杞	公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー、北九州市顧問・アーツディレクター
高萩 宏	東京藝術劇場副館長
中川 俊宏	武蔵野音楽大学教授
廣川 麻子	特定非営利法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク理事長
藤木 香	公益社団法人日本劇団協議会事務局長

文化審議会第15期文化政策部会 メディア芸術ワーキング・グループ委員

入江 良郎	東京国立近代美術館フィルムセンター主任研究員
川村 元気	映画プロデューサー、小説家
久保田 晃弘	多摩美術大学メディアセンター所長・教授
坂野 ゆか	公益財団法人川喜多記念映画文化財団チーフコーディネーター
新藤 次郎	日本映画製作者協会代表理事、近代映画協会代表取締役社長
戸村 朝子	ソニー株式会社 UX・事業開発部門 UX・企画部コンテンツ開発課統括課長
中川 翔子	歌手、タレント、女優
湯浅 真奈美	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長
吉村 和真	京都精華大学副学長

文化審議会第15期文化政策部会 美術ワーキング・グループ委員

片岡 真実	森美術館チーフ・キュレーター、京都造形芸術大学大学院教授
田中 俊宏	株式会社資生堂企業文化部長、公益社団法人企業メセナ協議会理事
中林 和雄	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館副館長
原田 マハ	作家
半田 昌之	公益財団法人日本博物館協会専務理事
本郷 寛	彫刻家、東京藝術大学教授
山出 淳也	NPO 法人 BEPPU PROJECT 代表理事
山梨 絵美子	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所副所長
山本 豊津	株式会社東京画廊代表取締役社長

文化審議会第15期文化政策部会 暮らしの文化ワーキング・グループ委員

安藤 裕子	昭和女子大学教授
井上 治	京都造形芸術大学准教授
岩崎 真幸	みちのく民俗文化研究所代表
河島 伸子	同志社大学教授
杉本 節子	公益財団法人奈良屋記念杉本家保存会、料理研究家、エッセイスト
竹内 由紀子	愛国学園短期大学准教授
松田 陽	東京大学准教授

(平成29年9月)

文化芸術推進基本計画（第1期）について（答申） 文化審議会における審議の経過

平成29年6月21日 第17期文化審議会第2回総会（第72回）

- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた諮問について
- 文化芸術振興基本法の改正について

平成29年6月26日 文化審議会第15期文化政策部会（第2回）

- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた諮問について
- 文化芸術振興基本法の改正について
- 基本計画ワーキング・グループの設置について

平成29年7月23日 文化審議会第15期文化政策部会基本計画ワーキング・グループ（第1回）

- 座長の選任について
- ワーキング・グループの運営について
- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について

平成29年8月8日 文化審議会第15期文化政策部会基本計画ワーキング・グループ（第2回）

- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について

平成29年8月23日 文化審議会第15期文化政策部会基本計画ワーキング・グループ（第3回）

- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について

平成29年8月29日 文化審議会第15期文化政策部会基本計画（第3回）

- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について
- 文化芸術推進基本計画に係る文化審議会における検討体制について

【分野別分科会及びワーキング・グループにおける検討】

国語分科会 9/8	舞台芸術ワーキング・グループ	9/25, 10/4
国語分科会国語課題小委員会 9/21	メディア芸術ワーキング・グループ	9/28, 10/5
国語分科会日本語教育小委員会 9/25	美術ワーキング・グループ	9/11, 9/27
著作権分科会 9/4（持ち回り開催）	暮らしの文化ワーキング・グループ	9/8, 9/21
文化財分科会企画調査会 9/14, 9/21		

平成 29 年 10 月 5 日 文化審議会第 15 期文化政策部会基本計画ワーキング・グループ（第 4 回）

- 今後 5 年間の文化芸術政策に係る評価指標について
- 文化芸術推進基本計画（第 1 期）に係る基本的な考え方について

平成 29 年 10 月 13 日 文化審議会第 15 期文化政策部会（第 4 回）

- 文化芸術に関する各府省庁の取組について
- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた意見（各分科会及びワーキング・グループからの報告）について
- 文化芸術推進基本計画に係る基本的な考え方について

平成 29 年 11 月 6 日 文化審議会第 15 期文化政策部会（第 5 回）

- 文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定に向けたこれまでの審議経過について

平成 29 年 11 月 13 日 第 17 期文化審議会第 3 回総会（第 73 回）

- 文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定に向けたこれまでの審議経過について

平成 29 年 11 月 24 日 文化審議会第 15 期文化政策部会（第 6 回）

- 文化芸術関係団体からのヒアリング

【ヒアリング団体】

芸術家会議	(公財)日本博物館協会
(公社)日本芸能実演家団体協議会	全国伝統的建造物群保存地区協議会
邦楽実演家団体連絡会議	日本イコモス国内委員会
(一社)日本美術家連盟	(一社)茶道裏千家淡交会
(NPO 法人)舞台芸術制作者オープン	(株)ぐるなび
ネットワーク(ON-PAM)	(一社)和食文化国民会議(書面意見)
(公社)全国公立文化施設協会	(一社)全日本・食学会(書面意見)
劇場等演出空間運用基準協議会	(独法)国際観光振興機構(JNTO)(書面意見)
2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク	

平成 29 年 12 月 7 日 文化審議会第 15 期文化政策部会基本計画ワーキング・グループ（第 5 回）

- 「文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定について中間報告（素案）」について

平成 29 年 12 月 27 日 第 17 期文化審議会第 4 回総会（第 74 回）及び文化審議会第 15 期文化政策部会（第 7 回）合同開催

- 「文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定について（中間報告）（案）」について

国民からの意見募集

平成 29 年 12 月 28 日～平成 30 年 1 月 10 日

平成 30 年 1 月 26 日 文化審議会第 15 期文化政策部会（第 8 回）

- 「文化芸術推進基本計画（第 1 期）について（答申）（案）」について

平成 30 年 2 月 16 日 第 17 期文化審議会第 5 回総会（第 75 回）及び文化審議会第 15 期文化政策部会（第 9 回）合同開催

- 「文化芸術推進基本計画（第 1 期）について（答申）（案）」について